



Title	ドイツ外交政策とスペイン内戦 1936年(1) - 「ナチズム多頭制」の視角から -
Author(s)	田島, 信雄
Citation	北大法学論集, 32(1), 273-323
Issue Date	1981-09-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16364
Type	bulletin (article)
File Information	32(1)_p273-323-2.pdf



[Instructions for use](#)

ドイツ外交政策とスペイン内戦 一九三六年(一)

——「ナチズム多頭制」の視角から——

田 島 信 雄

序 章

——目 次——

一 問題の設定及び分析視角

二 研究史概略

第一章 反乱派援助の決定

第一節 二つの経路

第二節 七・二五決定

第二章 軍事援助の展開

第一節 軍事援助の初期的展開

第二節 「目的の空白」(一)

第三節 「目的の空白」(二)

第四節 コンドル兵団の派遣（以上本号）

第三章 外交活動の展開

第四章 戦略的立場の形成

結びにかえて

△凡例▽

- 一、引用文中の傍点及び「」内の註は、特に断わらない限り、引用者による。
 二、註において、既出の文献は、P.P.O.等を用いず適宜略記した。

序 章

一 問題の設定及び分析視角

一九三六年七月一七日にスペイン本土及びスペイン領モロッコにおいて勃発し、内戦へと発展するに至る軍部の反乱は、基本的にはその原因を、スペイン国内の長期にわたる根深い政治的対立の歴史の中に有していた。この反乱は、少くとも勃発時における反乱側將校の主観においては、スペイン史及びラテン・アメリカ史に特徴的な軍事クーデタ (Pronunciamiento) の延長線上にあった。しかしこの反乱は、一九三〇年代後期の流動するヨーロッパ政治のただ中で勃発した大規模な反乱であったが故に、政府側

及び反乱側両当事者の当初の見通しをはるかに超えて、俄かに国際政治上の焦点と化すに至ったのである。ヨーロッパ諸国はそれぞれの立場からイベリア半島の紛争に対応した。内乱勃発後旬日を経ずしてドイツとイタリアが反乱派に公然たる軍事援助を与えることになった。一方、ソ連邦及びコミンテルン各国支部・国際的人民戦線勢力は、初めはモラル上及び物質上の支援という形で、のちには国際義勇軍という形で、共和国側に援助を与えることとなった。またイギリス・フランスその他の諸国はいわゆる不干渉政策に固執した。いま仮りに斎藤孝教授の分類に従い第二次世界大戦前史を「ファシズム」「人民戦線」「宥和政策」の鼎立関係において捉えたとすれば、スペイン内戦をめぐる国際環境は、

かかる時代基調を明瞭に示していた。⁽¹⁾かくて、スペイン内戦の帰趨は、共和国政府及び反乱派両当事者の政治的・軍事的・イデオロギー的力量以外の要因、すなわち外部的・国際政治的諸要因にも大きく規定されることとなったのである。

さて、こうしてスペイン内戦の国際環境という問題を設定した場合、この内戦に対するドイツの対応は、特に重要な要因の一つであったと考えねばならない。なぜなら、従来からも指摘されているように、⁽²⁾ドイツの援助は、窮地に追い込まれていた反乱派を救出し、その再進撃を促進し、最終的には彼らの勝利を保証するに至るからであり、またそれを通じて、スペイン内戦のみならず、それ以後のスペイン史のあり方をも大きく左右することとなったからである。然るに、かかる重要性にもかかわらず、軍事的・経済史的ないし独西関係史的視点からの研究の蓄積は措き、ドイツのスペイン政策において、いかに決定が下され執行されたかという問題の分析、すなわち政策の決定・執行過程の分析は、これまで十分になされてきたとは言い難い。本稿は、この点の反省に立って、スペイン内戦に対するナチス・ドイツの外交・軍事指導の内在的分析をその中心課題として設定し、それを通じて、スペイン内戦をめぐる国際環境の解明に資することを目的としている。

ところで、かかる問題の分析は、他面、ナチズム研究から見れば、「第三帝国」における対外政策決定過程の複雑な内的メカニズムを、ドイツのスペイン政策に限定して抽出する、という作業を意味する。すなわち、本稿は、ナチズム外交政策研究のいわば「各論」としての性格をも併せ持たざるを得ないのである。その際本稿が叙述全体を通じて批判的に検討しようとする「総論」は、ナチズム外交を、明示的であれ黙示的であれ、「ヒトラー中心主義の考察方法」⁽³⁾によって解釈しようとする立場である。そして、いま戦後の西欧歴史学界をふり返れば、かかる理解がそこでの大勢を占めていたことは否定しえないように思われる。そのことは、たとえば、「東方帝国の建設」を目指すヒトラーの計画性・能動性の中にナチズム外交の本質を求めるとレヴァ・ローパー(H. R. Trevor-Roper)の論稿「ヒトラーの戦争目的」⁽⁴⁾(一九六〇年)が、本質的には今日に至るまで西欧における研究の視角に影響を与えており、⁽⁵⁾ナチズム外交と言えど何よりもヒトラーの「意図」ないし「目的」が議論の対象となってきたという事情からも窺われる。さらに、トレヴァ・ローパー説を批判する形で公刊されたA・J・P・テイラー(A. J. P. Taylor)の著作及び⁽⁶⁾それをめぐる激しい論争も、⁽⁷⁾基本的にはかかる傾向を免れてはい

なかつたと見るべきであろう。すなわち、誤解を恐れず単純化して言えば、ヒトラーをいわば「教条主義者」と見るか「機会主義者」と見るかという観点の相違にもかかわらず、ナチズム外交をヒトラーという個人に即して解釈しようとする見方は、テイラーにもその論敵にも共通していたと考えられるのである。ナチズム外交政策研究の精密化・細分化にもかかわらず、ゲーリングやリッペンントロップ、ノイラーら第三帝国指導層の外交イメージの研究、あるいは彼らが外交政策分野において果たした役割の研究が——つい最近に至るまで——欠けていたという事実も、かかる傾向を裏書きしていると言えよう。

加えて、かかる「ヒトラー中心主義的考察方法」は、近時西ドイツ歴史学界において有力な地位を占めるに至ったいわゆる「プログラム学派」(Programmologen) のパラダイムによって理論的枠組みを与えられ、むしろ強化されることとなった。⁽¹⁰⁾ A・ヒルグルーバー (A. Hillgruber)、K・ヒルデブランド (K. Hildebrand) 師弟を中心とする彼ら「プログラム学派」は、ナチズム外交の分析に際し、ヒトラーが『我が闘争』及びいわゆる『第二の書』を中心に提示したとされる外交政策上の「プログラム」を重視する。つまりここでは、ヒトラーの「プログラム」は他の国

内的諸要因に対して「相対的に高度な自律性」⁽¹¹⁾ を持っており、このヒトラーの「プログラム上の諸観念」が「ナチズム外交の決定的推進力」⁽¹²⁾ であったとされるのである。従って、彼らにあっては、ナチズム外交は、たとえば「第三帝国」の内政における「支配の混乱状態」あるいは多元的権力構造——最近のナチズム研究の概念で言えば、「多頭制 (Polykratie)」⁽¹⁴⁾——や、さらにはそこに反映されるナチズムの内政的・社会的諸過程からいわば切斷され、独自の運動量を持つこととなる。

たしかに、ヒトラーが人種政策上・生存圏政策上の見地から外交政策の展開に著しくコミットしたことは揺るがぬ事実であるが、その点を極端に強調する前述のごとき理解がナチズム外交の複雑な歴史事象をややもすれば単純化していることは否定しえないであろう。なぜなら、H・A・ヤコブセン (H. A. Jacobsen) の大著⁽¹⁵⁾ が開示したように、ナチズムの外交政策領域においても——内政におけると同様に——権力構造上の多元性は認められ、ナチ党諸機関をはじめ様々な政策参画者が外交政策の形成・遂行をめぐるしごきを削っていたからである。「ドイツの〔外交〕政策をヒトラーと同一視し続けることができるのであるか」というイギリスの歴史家 W・カー (W. Carr) の疑問は、かかる意味

で、故なしとしない。事実、最近の西ドイツでは、上述のごとき問題状況の認識から、「ヒトラー中心論」⁽¹⁷⁾を批判し、当面は権力構造上の多元性が対外政策の形成に与えた影響に焦点をあてて考察をすすめ、やがてはナチズム外交を、国際的及び国内的諸条件の連関においていわば構造的に把握しよう⁽¹⁸⁾と志向する傾向が——萌芽的にはあれ——生まれつつある。

本稿は、ナチズム外交政策研究のかかる現状を踏まえ、政策決定過程における多元性に着目する後者の立場から、内戦期スペインをめぐるドイツの外交・軍事指導を分析しようと試みる。本稿では、従って、考察対象をヒトラーのみに限定せず、さしあたり権力内部においてスペイン政策に関与した諸組織・諸個人にまで拡げ、多元的な行為主体それぞれの立場・目的・権限・利害、あるいは彼ら相互の間に働く政治力学などの諸要因が、政策の形成及び執行に与えた影響が分析される。「いわゆる指導者国家の多頭制的権力構造が対外政策に影響を与えた主要な例」⁽¹⁹⁾と称されるドイツのスペイン内戦介入政策こそ、かかる観点からの分析にとって好個の対象といえよう。

以上に指定された本稿の課題と視角に対して、分析枠組としては、現在国際政治学の対外政策決定過程理論において有力なアプ

ローチを構成しているいわゆる「政府内政治」モデル (governmental politics model) が多くの示唆を与えてくれるように思われる。⁽²⁰⁾このモデルは政策決定過程における複数の政策参画者 (players) の多元的・競争的な存在を前提とした上で、一国の対外政策をかかると政策参画者間における「政治的かけひき」から派生する結果と捉えており、従って、政策の分析においては、政府内における「紛争と合意造成の過程」を重視するという立場に立つ。⁽²¹⁾最近の西ドイツにおけるナチズム研究、とりわけ「ナチズム多頭制」論の展開においては、アメリカ政治学における政策形成過程理論の成果を積極的に摂取しようとする傾向が部分的に認められるが、⁽²²⁾本稿もまた上述のごとき理論モデルを——もちろん *mutatis mutandis* (必要な変更を加えて) という条件を踏まえた上で——⁽²³⁾分析枠組として採用することとする。

ところで、周知のように、スペイン内戦は二年九か月(一九三六年七月—一九三九年三月)にわたって戦われたが、ドイツの外交・軍事政策に着目した場合、一九三六年七月の内戦勃発から同年末までの約半年間が、分析上とりわけ有意義な対象時期をなすと考えられる。なぜなら、第一に、「政府内政治」的には、この期間はまさしく「紛争と合意造成の過程」であったからであり、

従って、「多頭制」的権力構造が政策的「出力」^{アウトプット}に著しく反映することとなったからである。そして、かかる過程は、第二に、法的にはフランコ政権の承認へと至る過程、第三に、国際政治的にはスペインの戦場における独伊両ファシズム国家の接近と協力——また、それを一つの重要な契機とするところのヨーロッパにおける「外交革命 (Diplomatic Revolution)」⁽²⁴⁾——の過程とも一致していた。約言するならば、ナチス・ドイツのスペイン政策にとって、一九三六年は、法的及び政治的にとりわけ重要な意味を有したのである。かかる理由から、さしあたり本稿では、分析の対象時期を一九三六年末までに限定することとしたい。

二 研究史概略

ここで、ナチス・ドイツのスペイン政策をめぐる研究史について簡単に触れておきたい。⁽²⁵⁾ 内戦勃発以来、この分野に関しては、パンフレット、暴露文書の類から回想録、真面目な研究書に至るまで夥しい文献が公刊されているが、スペイン内戦史研究の御多分に洩れず、ここでも内戦そのものの包蔵した高度のイデオロギー性が、基本的には今日に至るまで様々な影響を与え続けている。但し、一九五〇年代から六〇年代にかけて、刊行未刊行を問

わずドイツ外交文書その他の根本史料が利用可能となったため、研究の客観性・実証性において以前より格段の進歩が見られたことは指摘しておかなければならない。政治的自由化を果した現在のスペインが文書館の重い扉を開く時、研究は更に進むであろうが、現在のところその見通しは立っていない。

さて、まず第二次世界大戦前及び戦中における研究で注目すべきものとしては、イギリス王立国際問題研究所の三七年度年次報告⁽²⁶⁾があり、優れた客観的分析としてその後の研究に影響を与えている。特に、不干渉委員会の展開を知るためには現在でも不可欠である。次に、「第三帝国」における記述としては、とりわけ空軍省軍事科学局の「スペイン戦争研究班」による『集中砲撃作戦』⁽²⁷⁾（未刊行）と、空軍の依託により執筆されたホイメルブルク (W. Beunelburg) の記録⁽²⁸⁾を挙げねばならない。両者の特徴は執筆に際し空軍の文書を一定程度利用しえたという点にある（スペインに関する空軍の文書自体は戦災により大部分焼失）。また、これらの記録は、「第三帝国」敗北前に著わされたという性質上、戦後の親ナチ的・親フランコの文献とは若干異なり、ドイツ及びフランス派の意図及び行動を強引な立論によって正当化する弊を幾分免れてはいる。しかし、いずれにせよ、これらの記録の利用に際

しては慎重な批判的態度が必要であることは言うまでもない。

同様のことは、内戦の最中に公刊された数冊のコミンテルン系・アナキスト系の出版物に関しても言えよう。これらの出版物は、内戦勃発直後にマドリードやバルセロナで押収されたドイツ労働戦線及びナチ党外国組織関係の豊富な——しかしさほど重要でない——文書に依拠しつつ、ナチス・ドイツと反乱派の「共犯関係」を暴露するというスタイルをとっている。注目すべき記述や引用文書も少なくはないが、出版に際しての政治的・宣伝的性格は、当然の事ながら、内容にも著しく反映している。

戦後西ドイツにおける代表的な研究としてはメルケス⁽³⁰⁾(M. Merkes)とアーメントホート⁽³¹⁾(H. H. Abendroth)の研究があり、それぞれ未刊行の第一次史料を用いていて有用である。但し、その解釈においては両者とも「反共」のバイアスが少なからず認められ、分析を偏ったものとしている嫌いがある。

アメリカでは、筆者の入手した限りで言えば、ホートン⁽³²⁾(A. C. Horton)とベック⁽³³⁾(C. D. Beck)の博士論文(ともに未刊行)がある。前者は未刊行の第一次史料も部分的に用いており、またヒトラー以外の政策参画者にも比較的目が届いている。後者はドイツの介入の軍事的側面を主に扱っているが、依拠する

文献は二次的史料や研究書の類が多く、研究の進展にそれほど貢献しているとは思われない。ただし、末尾に付された比較的長い文献解題は役に立つ。戦後アメリカ空軍の研究スタッフは戦略上の研究のため、旧コンドル兵団将校に対する尋問や押収された軍関係文書から「スペイン戦争におけるドイツ空軍」に関する報告をまとめた(未刊行)。しかしこれは純粹に軍事技術的関心からの報告であり、何よりも報告者自身「この研究は正確さや完全性を期すためのチェックを受けていない」と但し書きを付している。アメリカにおけるドイツ外交史研究の碩学ワインバーグ⁽³⁵⁾(G. L. Weinberg)による二分冊のナチズム外交通史は、それ自体庄巻であるが、スペイン内戦介入政策の部分に限定しても、極めて周到な分析を行っており、有益である。本稿もこの研究から多くの示唆を得た。

スペインではサラサル⁽³⁶⁾(R. Hidalgo Salazar)の著書があるが、記述の根拠を明示するという歴史学上の手続きを踏んでいない。一方、ビーニャス⁽³⁷⁾(A. Vinas)は内戦前における独西関係についての詳細な研究を行ない、その分野における格段の進歩をもたらした。

日本では、斉藤孝教授の一連の啓蒙的業績を除けば、ソペーニ

ヤ教授の研究を挙げうるが、「スペイン内戦と列強」に関する著書の一部という制約もあり、ドイツの介入政策に関しそれほど立入った分析がなされている訳ではない。また本稿とは少なからず見解を異にしている。塩崎教授の論稿は、本稿と直接重なるところは必ずしも多くはないが、フランコ政権の国際環境に関し裨益されるところが多い。

内戦期のスペインに対するドイツの経済政策についてはオランダでハーバー(G. T. Harper)の研究が出版されているが、依拠する史料は刊行文書や当時の新聞などであり、時代的制約を免れていない。西ドイツのシーダー(W. Schieder)は、ドイツのスペイン介入政策といわゆる「四か年計画」についての注目すべき論文を発表している。また、東ドイツの女流史家アインホルン(M. Einhorn)は、ドイツのスペイン政策の経済的背景を分析している。⁽⁴³⁾

さて、問題設定の箇所指摘したナチズム外交政策研究の動向は、「各論」としての対スペイン政策研究にも反映している。すなわち、ドイツのスペイン政策を専ら経済主義的に説明する東独史家アインホルンの立場は一応別格として、欧米における現在までの多くの研究は、スペイン内戦をめぐるヒトラーの「意図」と

ドイツの外交目的を暗黙のうちに同一視する傾向が強かったと思われる(たとえばアーベントロートの研究視角はその著書の題名『スペインの戦場におけるヒトラー』に表われている)。ところが、後述するように(第一章第二節)、ヒトラーは自らの外交構想上スペインを予め明示的に位置づけることがなかったから、ヒトラーの意図——従ってドイツの外交目的——に関し、様々な解釈が提出され、未だ定説をみていない。たとえば「政治的・戦略的考慮」説(ビーニャス)、「反共産主義」説ないし「生存圏構想への配慮」説(アーベントロート)、「軍事経済的考量」説(ワインバーク)、さらには「様々な動機に分ち難い複合」説(メルケス)等々。かかる中で、西ドイツのいわゆる「社会史」グループの拠点 *Geschichte und Gesellschaft* 誌の同人でもあるW・シーダーが——「ヒトラー中心主義」的考え方を批判する形で——ドイツにとつてのスペイン戦争を条件付きではあれ「ゲーリングの戦争」としているのは興味深い。⁽⁴⁴⁾ 本稿も、シーダーに近い立場から、ヒトラー及びドイツの「目的」に関し、一定の見解を提出する筈である。

(一) 齊藤孝『第二次世界大戦前史研究』、東大出版会 一九六

五冊' 一八頁。

(c) Vgl. Wolfgang Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg“, in: *Sozialsystem und Demokratische Gesellschaft*, Bd. 6, Freiburg 1972, S. 74-94.

(c) Wolfgang Michalka, „Die nationalsozialistische Außenpolitik im Zeichen eines Konzeptionen-Pluralismus. Fragestellungen und Forschungsaufgaben“, in: Manfred Funke, hrsg., *Hitler, Deutschland und die Mächte. Materialien zur Außenpolitik des Dritten Reiches*, Düsseldorf 1976, S. 51.

(4) Hugh R. Trevor-Roper, „Hitlers Kriegsziele“, in: *Vierteljahrshfte für Zeitgeschichte* 8 (1960), S. 121-133.

(5) Wolfgang Michalka, „Die nationalsozialistische Außenpolitik im Zeichen eines Konzeptionen-Pluralismus. Fragestellungen und Forschungsaufgaben“, S. 48, Anm. 15; Klaus Hildebrand, *Das Dritte Reich*, München 1979, S. 170.

(6) Alan J. P. Taylor, *The Origins of the Second World War*, London 1961. 邦訳' A・J・P・テイラー、吉田輝夫訳『第二次世界大戦の起源』、中央公論社 一九七七年。

(7) かかる論争に関しては、ちよこめたり、斉藤、前掲書、第一章「第二次世界大戦の起源に関する二つの見解」、六七—一九一頁、吉田、前掲訳書、「訳者解説」三三四—三四四頁、参

照。

(8) 西ヨーロッパの諸国に於ける井原の傾向に關しては、斉藤孝教授の早い時期に於ける鋭く指摘がある。斉藤、前掲書、九〇—九一頁。

(9) Vgl. William Carr, „Nationalsozialism: Foreign Policy and Wehrmacht“, in: Walter Laquer, hrsg., *Fascism. A Reader's Guide*, Berkeley 1976, S. 177, Anm. 11. 最近の「ナチズム」の歴史研究は、John L. Heineman, *Hitler's First Foreign Minister. Constantin Freiherr von Neurath, Diplomat and Statesman*, University of California Press 1979; Wolfgang Michalka, *Ribbentrop und die deutsche Weltpolitik 1933-1940. Außenpolitische Konzeptionen und Entscheidungsprozesse im Dritten Reich*, München 1980.

(10) 「プロナチズム派」のナチズム外交観は Klaus Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933-1945. Kalkül oder Dogma?* Stuttgart 1971. の中心論に於て述べられてゐる。また、「プロナチズム派」が他の歴史研究者なごうに学派との関連で自己をどうの位置づけようかを知ることは、Klaus Hildebrand, „Innenpolitische Antriebskräfte der nationalsozialistischen Außenpolitik“, in: Wolfgang Michalka, hrsg., *Nationalsozialistische Außenpolitik*, Darmstadt 1978, S. 175-197. が便利である。彼の「プロ

- グラム学派」が現在の西ドイツ歴史学界において維持している影響力の大きさは、たとえは *Historische Zeitschrift* 誌上において、この学派を代表する A・ヒルグルーバー、K・ヒルデブランドが著しい活躍をしていることから窺われよう。しかし、かかる「プログラム学派」の興隆が、一時的なものに過ぎなるとする見方もある。参照：ウォルフガング・J・モムゼン、中村幹雄訳、「西ドイツにおける歴史叙述の現在の諸傾向」『思想』六七九号、一九八一年一月、九五—一三六頁、特に一〇九—一〇頁。なお、A・J・P・テイラーと彼の批判者達との間の方法的近親性については、参照：Gottfried Niedhart, „Einleitung: Die Vorgeschichte des Zweiten Weltkriegs als Forschungsproblem“, in: ders., hrsg., *Kriegsbeginn 1939. Entfesselung oder Ausbruch des Zweiten Weltkriegs?* Darmstadt 1976, S. 13—14.
- (11) Hildebrand, *Das Dritte Reich*, S. 173.
- (12) Hildebrand, „Innenpolitische Antriebskräfte der nationalsozialistischen Außenpolitik“, S. 191, S. 196—197.
- (13) 参照：K・D・フマンナー、早島英訳、「国民社会主義（ナチズム）における伝統と革命」『思想』六一九号、一九七六年一月、二二—三四頁、特に二二—二三頁。
- (14) Vgl., Peter Hüttenberger, „Nationalsozialistische Polykrate“, in: *Geschichte und Gesellschaft* 2 (1976), S. 417—

442. また、アメリカの政治学者 R・ダールのいう「ポリマキー」概念との異同を含め、「多頭制」概念の射程を指摘したものとして、山口定「ナチズム研究と国家論」、『経済評論』一九八〇年六月号、九〇—一〇〇頁。

- (15) Hans-Adolf Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik 1933—1938*, Frankfurt/M. 1968.
- (16) William Carr, „Nationalsozialism: Foreign Policy and Wehrmacht“, in: Waler Laquer, hrsg., *Fascism. A Reader's Guide*, S. 156.
- (17) Michalka, „Die nationalsozialistische Außenpolitik im Zeichen eines Konzeptionen-Pluralismus“, S. 62.
- (18) かかる傾向の代表として、ウォルフガング・ツビエルカや、後述のウォルフガング・シーダーを挙げよう。「プログラム学派」は彼らを「修正主義派」と呼んでいる。以上の簡単な説明からも推察されるように、「プログラム学派」といわれる「修正主義派」との間には、実は、国際政治史学的方法的立場については歴史哲学上の差異が横たわっているのである。かかる問題については、参照：Klaus Hildebrand, „Geschichte oder Gesellschaftsgeschichte? Die Norwendigkeit einer politischen Geschichtsschreibung von den internationalen Beziehungen“, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 223, 1976, S. 328—357. 「プログラム学派」の「新ランナ学派」の性格に関して、参照：ウォルフガング・J・モムゼン、

- 前掲『思想』論文「西ドイツにおける歴史叙述の現在の諸傾向」一〇九—一一三頁。ナチズム外交政策研究の現状に関して、以下を参照。Wolfgang Michalka, „Einleitung“, ders., hrsg., *Nationalsozialistische Außenpolitik*, Darmstadt 1978, S. 1-27; Klaus Hildebrand, *Das Dritte Reich*, München 1979, II. Kapitel, „Grundprobleme und Tendenzen der Forschung“, S. 117-194, bes. S. 168-180; Klaus Hildebrand, „Nachwort zur vierten Auflage: Die Geschichte der deutschen Außenpolitik (1933-1945) im Urteil der neueren Forschung: Ergebnisse, Kontroversen, Perspektiven“, in: ders., *Deutsche Außenpolitik 1933-1945. Kalkül oder Dogma?* Vierte Aufl., Stuttgart 1980, S. 183-206; Vortrag Hildebrands im Goethe-Institut Tokio, 22.3.1980, „Probleme nationalsozialistischer Außen- und Innenpolitik (1933-1945)“, nach: かかるナチズム外交政策研究の動向は、ドイツのスペイン政策をめぐる研究にも反映しているか、この問題に関してのよみか研究を概略の箇所を触れる。
- (21) Wolfgang Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan. Zur Struktur nationalsozialistischer Außenpolitik“, in: Wolfgang Michalka, hrsg., *Nationalsozialistische Außenpolitik* Darmstadt 1978, S. 333.
- (20) 「政府内政治」モデルをめぐって Graham T. Allison,

- Essence of Decision. Explaining the Cuban Missile Crisis*, Boston 1971. 邦訳「ケレン・T・アリソン、宮里政玄訳『決定の本質。キューバ・ミサイル危機の分析』中央公論社一九七〇年。Morton H. Halperin, *Bureaucratic Politics and Foreign Policy*, Washington 1974. 邦訳「モートン・H・ヘルピン、山岡清三訳『アメリカ外交と官僚』サンベル出版会一九七八年。Graham T. Allison and Morton H. Halperin, „Bureaucratic Politics: A Paradigma and Some Policy Implications“, in: *World Politics*, Supplement Vol. 24, Spring 1972, S. 40-79. 宮里政玄「対外政策決定の分析枠組」『琉球学』二六巻一九八〇年、三五—六五頁等を参照。なお、このモデルは今日一般に「官僚政治モデル」の名で呼ばれることが多いが、ナチズム外交の特殊性に鑑み、本稿ではアリソンが前掲書で提出した際の呼称「政府内政治」を用いる。
- (21) Allison, *Essence of Decision*, S. 162. 邦訳「一八八頁」。
- (22) Peter Hüttenberger, „Nationalsozialistische Polykratie“, bes. S. 421, Anm. 15.
- (23) 「政府内政治」モデルをナチズム外交に適用するに際し留意すべき点を二点だけ指摘するならば、かかる場合には「強制的同質化」(Gleichschaltung)の進行という変数を加えなければならぬ、という事である。なぜなら、「政府内政治」モデルは権力内部における各政策参画者間の比較

的安定した——もちろん、だからといって必ずしも対等では
ない——力関係を前提としているのに対し、ナチズム外交に
おいては、むしろかかる安定性を積極的に覆さうとするメン
タレが「強制的同質化」として作用してゐるかのびあ
る。

- (24) Gerhard L. Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's
Germany. Diplomatic Revolution in Europe 1933-1936*,
Chicago 1970, bes. S. 264-299.

- (25) エドモンド・スレーマン内戦史研究の動向——内戦期の独
西関係の研究を含む——に關しては、以下の文献を参照され
よう。Rainer Wohlfeil, „Der spanische Bürgerkrieg 1936-
1939. Zur Deutung und Nachwirkung“, in: *Verteljahrshefte
für Zeitgeschichte* 16 (1968), S. 101-119; Rainer Wohl-
feil, „Zum Stand der Forschung über Hauptprobleme
des Spanischen Bürgerkriegs“, in: *Militärgeschichtliche
Mitteilungen* 2 (1969), S. 189-198; Wolfgang Schieder,
„Spanischer Bürgerkrieg“, in: *Sozialsystem und Demok-
ratische Gesellschaft*, Bd. 6, Freiburg 1972, S. 74-94;
Paul H. Ehinger, „Die Wahlen in Spanien von 1936 und
Bürgerkrieg von 1936 bis 1939. Ein Literaturbericht“, in:
Schweizerische Zeitschrift für Geschichte 25 (1975), S.
284-330.

- (26) Royal Institute of International Affairs, *Survey of*

International Affairs, 1937, Bd. 2, *The International
Repercussions of the War in Spain*, London 1938.

- (27) Kriegswissenschaftliche Abteilung der Luftwaffe,
Arbeitsgruppe Spanienkrieg, „Das Unternehmen Feuerzu-
ber“ (I. Kapitel, Deutsche Transportflugzeuge für Natio-
nal-Spanien, II. Kapitel, Die Deutsche Materiallieferung
an General Franco), 1940, in: Bundesarchiv-Militärarchiv
BRD, Freiburg im Breisgau, RL 2W/I. 447 Unternehmen
Feuerzauber——エドモンド・スレーマン内戦史研究の動向——

・ノート——に英語を添えての Operation Magic
Fire という記述と、その日本語訳が、この「機密
の大作戦」を記述してゐる Hugh Thomas, *Span-
ish Civil War*, revised and enlarged edition, London
1977, S. 358. 以下、同「機密大作戦」『スレーマン内戦史』
1-154頁、書房一九六二年(二〇一頁)が、この記述
とほぼ一致する。参照『Wahrig Deutsches Wörterbuch』

- (28) Werner Baumelburg, *Kampf um Spanien. Die Geschichte
der Legion Condor*, Berlin 1939.

- (29) ノットマン・フランツ Spielhagen (pseudonym),
*Spione und Verschwörer in Spanien, Nach offiziellen
nationalsozialistischen Dokumenten*, Paris 1936; *The Nazi
Conspiracy in Spain*, by the Editor of the Brown Book
of the Hitler Terror, London 1937. 以下、ノットマン・

- 44' Deutsche Anarcho-Syndikalisten (DAS), hrsg., *Schwarzrohbuch. Dokumente über den Hitlerimperialismus*, Barcelona 1937.
- (9) Manfred Merkes, *Die Deutsche Politik gegenüber dem Spanischen Bürgerkrieg 1936-1939*, Bonn 1961.
- (10) Hans-Henning Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena. Die deutsch-spanischen Beziehungen im Spannungsfeld der europäischen Interessenpolitik von Ausbruch des Bürgerkrieges bis zum Ausbruch des Weltkrieges 1936-1939*, Paderborn 1973.
- (11) Albert Cary Horton, *Germany and the Spanish Civil War*, Columbia University 1966. (University Microfilm, Order No. 67-796)
- (12) Clarence Dempsey Beck, *A Study of German Involvement in Spain*, University of New Mexico 1972. (University Microfilm, Order No. 73-08360)
- (13) *The German Air Force in the Spanish Civil War 1936-1939*, by Generalleutnant Hermann Plocher, in: National Archives USA, AF-150.
- (14) Gerhard L. Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany. Diplomatic Revolution in Europe 1933-1936* (大ニ「*The Foreign Policy of Hitler's Germany*」 I. 2巻) Chicago 1970, bes. S. 284-299; ders., *The Foreign Policy of Hitler's Germany. Starting World War II 1937-1939*, Chicago 1980, bes. S. 142-166.
- (15) Ramón Hidalgo Salazar, *La Ayuda alemana a España 1936-1939*, Madrid 1975.
- (16) Angel Viñas, *La Alemania nazi y el 18 de Julio. Antecedentes de la Intervencion alemana en la Guerra civil española*, Madrid 1974. (筆者が参照しえたのは一九七七年にペレリネで出版された改訂第二版である。)
- (17) たとえば、斉藤孝『スペイン戦争』中央公論社 一九六六年、特に九一-九五頁、『戦間期国際政治史』岩波書店 一九七八年、特に二二一-二四〇頁。「一九三〇年代とスペイン内戦」斉藤孝編『スペイン内戦の研究』中央公論社 一九七九年、一-一六三頁、特に四七-五二頁。
- (18) マン・J・L・ソニヤ、『スペイン内戦と列強』桂書房 一九六七年、特に六九-九四頁。
- (19) 塩崎弘明「フランコ政権の日独伊防共協定参加について」斉藤孝編『スペイン内戦の研究』二五八-二七四頁。
- (20) Glenn T. Harper, *German Economic Policy in Spain during the Spanish Civil War 1936-1939*, den Haag 1967.
- (21) Siehe Anm. 19, Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Verjahresplan“.
- (22) Marion Einhorn, *Die ökonomischen Hintergründe der*

fascistischen deutschen Intervention in Spanien 1936-1939, Berlin 1962.

(47) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“, S. 340. ちなみに「プロクラム学派」はシーダーの立場を激しく批判し、逆にフーエンターロートの研究を高く評価している。Vgl. Hildebrand, *Das Dritte Reich*, S. 172-174; Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik* (vierte Aufl.), S. 204, Anm. 34; Andreas Hillgruber, „Literaturbericht. Innen- und Außenpolitik Deutschlands von 1933-1945“, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 1975/9, S. 581-582.

第一章 反乱派援助の決定

第一節 二つの経路

一般にある国家の対外政策決定を考える場合、われわれは、政策決定者（たとえば大統領あるいは総統）が国際政治上の争点を直接に認知するものと想定することが多い。あるいは、そうでない場合でも、争点は、せいぜい、いわば無色透明な官僚（制）を通じて正確に政策決定者に伝達されるものと——無意識的にであ

れ——考えがさである。しかし、現実にはそうではない。いま、ある特定の種類の問題に関して政府が行為する組織的な手段を「行為経路」と呼べば、国際政治上の争点は、かかる行為経路の内部で認識され選択され決定されるのである。すなわち、ある国際政治上のは、政策決定者に到達するまでに、行為経路内部において特定の視角から争点とされ——あるいはされず——、その過程に「政府内政治」が反映することとなる。⁽¹⁾ 本節では、かかる観点から、ドイツの各政策企画者がスペイン内戦の勃発に反応した政治的脈絡を考察することとする。

一九三六年七月一七日午後、スペイン領モロッコのメリーリヤ、セウタ、テトゥアンにおいて、共和国政府に対するスペイン軍部の反乱が勃発した。翌一八日早朝、フランコはカナリア諸島からクーデタの宣言を放送し、一方、マドリード、バルセローナ、セビリヤ、ブルゴス、パンブローナ、サン・セバスチャンなどスペイン本土各都市においても反乱が開始された。一九日朝、フランコはカナリア諸島から飛行機でテトゥアンに到着し、アフリカ駐留軍の全指揮権を握ることに成功した。スペイン領モロッコは——訓練され軍事経験豊かなムーア人部隊及び外人部隊とと

もに——反乱派の支配下に置かれることとなったのである。しかし、かかるスペイン領モロッコの情勢とは対照的に、本土の反乱軍は孤立した戦いを強いられることとなった。マドリード、バルセローナなどの都市では軍部反乱の報を得た労働者が自発的に武装し、政府に忠誠を誓う兵士とともに反撃を開始していた。一日、共和国政府は市民の武装を公式に指示した。二日までに反乱派は、ビスケー湾岸地帯を除く北部と最南部及びミノルカ島を除くバレアレス諸島を確保したが、その他の地方とくに都市部では次々に後退した。一方、スペイン本土でのかかる停滞に加え、いま一つの誤算が反乱軍の進撃を阻むこととなった。すなわち、スペイン海軍が政府支持の立場を守り、ジブラルタル海峡の制海権を維持し続けたのである。モロッコ駐留軍を本土に輸送し一路マドリード陥落を目指すという反乱軍の展望はここに大きな修正を余儀なくされることとなった。

フランコは、かかる不利な情勢を察知していた。反乱軍の主力であるアフリカ軍をスペイン本土へ輸送するには、今や外国の援助が不可欠となっていたのである。フランコとともにカナリア諸島からテトゥアンに到着した右派系新聞の記者ルイス・ボリンが、かくして、ただちにムソリーニの下へ派遣されることとなっ

た。ボリンは一九日テトゥアンを出発し、リスボンに立寄ったのちにイタリアへ向かった。⁽²⁾ 続いて、さらに、ドイツの援助を乞うことが決定された。七月二日、フランコはテトゥアン駐在ドイツ領事を通じてフランス駐在ドイツ武官に、以下のごとく打電した。「最大限の人員輸送能力をもつ軍事輸送機一〇機をドイツの私企業を通じて送るよう要請する」⁽³⁾ 更に翌二三日、ルフトハンザ機を利用して直接ドイツに向け使者を送ることが決定された。⁽⁴⁾ ここに公式の外交ルート及び非公式のルートを通じたドイツ宛ての二つの援助要請がフランコから発せられることとなったのである。しかし、この二つの援助要請は、等しくドイツへ向けられたにもかかわらず、第三帝国内において地位と権限を異にし、また基本的な外交イメージを異にする二つの行為経路に別々に委ねられることにより、それぞれ別の運命を辿ることとなった。

まず非公式のルートを追ってみよう。フランコはヒトラーへ直接宛てた書簡⁽⁵⁾を二人のテトゥアン在住ドイツ人、すなわちナチ党外国組織部(Auslandsorganisation der NSDAP=AO)メンバーでテトゥアン地区班指導者ランゲンハイム(A. Langenhein)と、同地区班経済指導者ベルンハルト(J. Bernhardt)に委ねた。⁽⁶⁾ (ベルンハルトは第一次世界大戦後ハンブルクで砂糖商を営

んでいたが失敗、一九三〇年代初期にスペイン領モロッコに移住し、スペイン軍部を相手に日用品の取引を行っていた。⁽⁷⁾このベルンハルトはのちのドイツのスペイン政策において重要な役割を果たすことになる。⁽⁸⁾ランゲンハイムとベルンハルトは一人のスペイン空軍将校に伴われて七月二三日にテトゥアンを出発し、セビリヤ、マルセイユを経由して二四日、ベルリンのテンペルホーフ空港に到着した。⁽⁸⁾翌二五日、ランゲンハイムとベルンハルトはナチ党外国組織部指導者ボーレ (E-W. Bohle) にフランクのヒトラー宛て書簡を手渡した。ボーレは直ちに外務省政務局長ディエクホフ (H-H. Dieckhoff) と連絡をとることになる。⁽⁹⁾

ところで、このナチ党外国組織部は、外国に在任する全ナチ党員を構成員とする機関であり、ナチ党が行なう外国での事業の掌握や外国における親ナチ宣伝の組織化などをその主要な任務としていた。この組織の指導者ボーレ (当時三二歳、大管区指導者) 及び副指導者アルフレート・ヘス (A. Heß 総統代理ルドルフ・ヘスの弟) は、当時まで、ルドルフ・ヘスという強力な後ろ楯を頼りに、たとえば「在外ドイツ人省」の設立を要求したり、また外国組織部まるごとを外務省への割り込みを策動したりすることによって、外交政策分野における自己の影響力の拡大を目指して

いた。⁽¹⁰⁾外国組織部と外務省はともに「権限の競合する相手方の仕事を不信をもってながめて」おり、「相手方の影響力を抑えるためあらゆる機会を窺っていた」。⁽¹¹⁾また外国組織部は、単に外務省のみならず、リッベントロップ機関 (Dienststelle Ribbentrop) や A・ローゼンベルクの下にあるナチ党外交政策局 (Ausgpolit. sches Amt der NSDAP) など他の党機関とも、いわば「社会ダーウィニ主義」的な、激しい競合関係にあったのである。かかる政治的立場にある外国組織部にとって、突然舞い込んできたフランクからの援助要請が、外交政策分野における影響力拡大のための絶好の機会に映じたとしても不思議ではない。

さて、公式の外交ルートを通じたフランクの援助要請は、いうまでもなく外務省の受け取るところとなった。この外務省 (Auswärtiges Amt=AA) には、ナチズムによる強制的同質化が未だ全面的には及んでいず、国防軍とともに伝統的支配層の堡壘として残っていた。たしかに、「ドイツ外務省の職業外交官たちが、少なくとも一九三八年までは、ヒトラーの対外政策に対しては基本的に同意していた」⁽¹²⁾ことを見誤ってはならない。しかしこのことは外務省が自ら進んでナチ党のプログラムに沿う政策を立案・遂行したことを意味しない。彼らが当面課題としていたのは「ヴェ

ルサイエ条約の体系的な修正⁽¹³⁾であった。そして彼らが職業外交官として、外交政策の運営に際し、ナチ党諸機関には見られない慎重な態度を保持していたとしても不思議ではない。ドイツの再軍備が未だ途上にある時、戦争を挑発しかねない対外行動を自ら決定することは、当時の彼らの欲するところではなかった。

スペイン内戦勃発直後に外務省が見せた態度はまさにこのようなものであった。外務省が当初躊躇なくとった行動は、スペイン在住ドイツ人を保護するための海軍派遣であった。内戦勃発直後、スペイン各地のドイツ領事館からは、スペイン在住ドイツ人をめぐる治安情勢の悪化を知らせる様々な「驚くべき報告」⁽¹⁴⁾(外務省政務局ヨーロッパ部長ヴォエルマン)が、次々に外務省に届いていた。とりわけスペイン左翼の拠点バルセロナでは「事態は疑いもなく深刻」であり、ドイツ領事は、「少くとも戦艦が地中海で出動準備を整えるよう」要請していた⁽¹⁵⁾。これを受けて外相ノイラートは、海軍司令長官レーダーと協議ののち、七月二三日午後、海軍少将カールス (R. Carls) に戦艦「ドイッチェラント」号と「アドミラル・シェーア」号の派遣を命ずることとなった⁽¹⁶⁾。この頃他のヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国もそれぞれ自国民救助のためスペイン沖に艦隊を派遣する措置をとっていたが、ドイ

ツも足並みを揃えるに至ったのである⁽¹⁸⁾。しかし、この行動は、当時外務省のとりうる最大限の処置であった。

実際、この艦隊派遣までに届いていた公式ルートによるフランスの援助要請に対して外務省が示した態度は冷ややかなものであった。二四日、この問題に関して国防省外国局と連絡をとった時の外務省の態度は次の言葉によって表わされている。「外務省の立場からすれば、スペインからの要求に応じることは現時点では問題外である」⁽¹⁹⁾。かくして、公式ルートを通じてなされたフランスからの援助要請は、ヒトラーに報告されることなく、すでに外務省のレベルで拒否されることとなったのである。

七月二五日午前、外国組織部指導者ポールが非公式ルートでの援助要請に関し外務省政務局長ディエクホフに連絡をとった時の外務省側の反応は以上の線に沿ったものであった。すなわち、その時ディエクホフは次のごとき態度を示したのである。「二人の使者を公式のナチ党当局に紹介したり、彼らの計画を何らかの方法によって促進したりすることのなきよう……ポールに強く忠告した」彼の考えによれば、「現段階では、ドイツの政府・党当局が二人の使者と接触することを控え続けることが絶対に必要」であった。「反乱派に軍事物資を供給すれば、ただちに世の注目する

ところとなろう。：我々が反乱派を支援していることが明らかとなれば、それはスペイン内のドイツ人居留民及びドイツ艦船をめぐむる状況にとって特に重大な帰結をもたらすことになろう……」⁽²⁰⁾ここに、非公式ルートによるフランコの援助要請もまた外務省によりさしあたり拒否されることとなった。

スペイン内戦の勃発に直面したドイツの各政策参画者は、以上のような脈絡において問題を認知した。外務省はその独自の立場からスペインへの介入に対し「現時点では問題外」という姿勢を打ち出した。すなわち、スペイン内戦への介入問題は、外務省という第三帝国の行為経路内において、争点^{イシヤ}としては却下されたのである。もしこの問題が専ら外務省レベルで処理されていたならば、ドイツの外交政策上の出力は異なっていたか否か。この問いは歴史における仮定^{イイ}の問題に過ぎない。しかし、以上の脈絡は、次節で述べられる決定過程及びそれ以降におけるドイツのスペイン政策の具体的展開に対し重要な意味をもつに至るのである。

第二節 七・二五決定

スペインの反乱派に軍事援助を与えるという決定は、外務省の意向を無視しつつ、ヒトラー・ゲーリングらによって、七月二五日の深夜に下されることになる。⁽²¹⁾本節では、この日の決定の内容とそれに基く準備体制の特徴、及び決定に込められた各政策参画者の思惑が考察される。ここでは、スペインへの介入政策に対する政策参画者間の姿勢の差異が浮かびあがるであろう。

前述のように、七月二五日午前、ボーレは、フランコへの援助に関する外務省の否定的な態度を確認した。しかし、彼はこのような外務省の態度およびそれに基づく警告に満足することがなかった。ボーレは、その後直ちに自らの後见人たる総統代理ルドルフ・ヘスと長い時間協議することとなった。その結果、ヘスはフランコの書簡をヒトラーのもとに送り届けるよう指示した。そして、ランゲンハイムとベルンハルトは、外国組織部幹部三人に伴われ、ヴァグナー祭見物のためパイロイトに滞在している総統ヒトラーのもとに駆けつけることとなった。⁽²²⁾こうして、スペイン内戦への介入は、外国組織部及びルドルフ・ヘスという行為経路内において、争点^{イシヤ}として取り上げられたのである。

七月二五日の晩、観劇を終えたヒトラーはフランコからの使者

と会見した。その際フランコの書簡がヒトラーに渡され、スペインの政治・軍事情勢が説明された。⁽²³⁾ 会談の途中、ヒトラーは陸・海・空三軍の責任者を招集した。ヒトラーとともにバイロイトに滞在していた国防相・空軍最高司令長官ブロンベルク及び航空相・空軍最高司令長官ゲーリングがただちに会談に参加し、また遅れて海軍参謀本部航海局長クベット (Compette) が駆けつけた。⁽²⁴⁾ 深夜にまで及ぶこの会議においてフランコに軍事援助を与えることが決定された。⁽²⁵⁾ ユンカース五二型輸送機二〇機とハインケル五一型戦闘機六機及び二〇ミリ高射砲二〇門が送られることとなった。⁽²⁶⁾

この決定でまず注目されるのは、援助がフランコ軍をスペイン本土へ運ぶ輸送機とその護衛機器に限定されていることである。これはもちろんフランコの要請に見合うものであるが、ドイツの側から見れば援助に関する中心機、即ち空軍に限定されることを意味している。第二に、援助が量的にも限定されている。確かに輸送機の数は公式ルートで要請された一〇機から二倍に増やされている。しかしそれでも当時のドイツ軍の総力から見ればわずかな負担であった。このように、「援助活動の枠は厳密に限定されていた」⁽²⁷⁾のであるが、かかる限定は、当初ヒトラーの考えていたスペインへのコミットメントが相対的に小さいものであったこと

を示している。しかし、ドイツ側のこのような制限はいずれ修正を余儀なくされ、援助はいわばなし崩し的に増大していくことになるろう。

さて、次に、この会議の出席者たちにとってスペインないしスペイン内戦がいかなる意味を持っていたのかという問題を分析しておくかなければならない。なぜなら、各政策参画者の問題認知における差異が、のちの彼らの行動における差異を規定することになるからである。

ヒトラーは内戦勃発以前スペインにはほとんど関心を示していなかった。『我が闘争』において「スペイン」への言及は数か所あるが、外交政策の観点からは、注目すべき記述はない。外交政策方針を中心にして書かれたいわゆる『第二の書』においても、スペインに関する言及は少ない。彼の考えによれば、「偉大な歴史上の対決において中立の立場をとる者は：権力政治上、世界の運命に関する共同決定から排除される」のであり、従って第一次世界大戦に参戦しなかったスペインの役割は——参戦したアメリカ合衆国やイタリアとは逆に——「第二級の国」のそれへと低下することになったという。⁽²⁸⁾ 独英伊という将来のドイツの同盟構想にスペインが加えられる可能性も示唆されているが、それは北アフ

リカ植民地におけるフランスとスペインの対立が存在するという前提においてのみだつた。⁽²⁹⁾そしてそのような対立は実際には存在しなかった。総じて言うならば、「ヒトラーの長期にわたるプログラムの計算において、スペインは一九三六年まで全く従属的な役割しか演じていなかった」⁽³⁰⁾のである。ベルンハルトの証言にもゲーリングの証言にも、当初ヒトラーがフランスの援助要請に直面したためらいを見せ、決定を下すまで熟考したことが示されている。⁽³¹⁾もちろんこのためらいは、重大な決定を下すにあたって一般に最高権力者が陥る心理状態を示していると考えられよう。しかしそこに既定の「プログラム」に予定されていない事案に直面したヒトラーのとまどいを読みとることもあながち不当ではないだろう。以上のようなヒトラーの外交観におけるスペインの欠落から、決定に際してのヒトラーの「意図」をめぐり様々な議論の余地が生ずる。彼にとつて問題であったのは「政治的・戦略的考慮」⁽³²⁾であったかも知れない。「ナチズム運動における最終目標たる生存圏問題の解決」⁽³³⁾が賭けられていたのかも知れない。「軍事的な重要な役割を果した」⁽³⁴⁾のかも知れない。さらには「軍事的対立場裡においてイギリスの反応をテストする」⁽³⁵⁾という動機が働いたのかも知れない。おそらくそれらの様々な動機が

ヒトラーの中で多かれ少なかれ作用したであろう。ヒトラーはのちにドイツのスペイン介入政策を反共イデオロギーで繰り返し説明しているが、この「反共」⁽³⁶⁾の乱発はむしろ、具体的な「正當化」根拠——たとえば「ヴェルサイユ条約の修正」や「民族自決」など——を欠くドイツのスペイン政策を基礎づける際のヒトラーの「政治的当惑」⁽³⁷⁾のあらわれであると考えられる。しかしここで重要となるのは、ヒトラーの動機が当時としてもあまいであり、どのような解釈も成立することから、自らをヒトラーの意志の忠実な執行者と見なす様々な政策参画者がドイツのスペイン政策に流入してくる余地が残された、ということである。このことに関しては第二章第二節でより詳しく分析することとする。

ゲーリングにとって、ドイツのフランスへの援助はまず第一に自らの率いる空軍の問題であつたろう。なぜなら、前述のようにフランスから要求された援助はすべて空軍に関係するものであつたからである。当時ゲーリングは、新設されたばかりの空軍の最高司令長官として、国防軍内部での空軍の発言権向上をめざし努力していた。彼は「陸軍との対等の地位を求めめる要求を隠そうとはしなかった」⁽³⁸⁾。かかるゲーリングにとって、空軍によるフランスへの援助が、空軍の存在とその有効性を対内的に強調するチャ

ンスに映じたとしても不思議ではない。ベルンハルトの証言を信用するとすれば、ゲーリングは「世界史上はじめて地上軍が空路を用いて一つの大陸から他の大陸へ輸送されるという考えにたいそう感激した」という。⁽³⁹⁾さらに、のちにゲーリングは、フランコへの援助の中に、「年若い空軍をあれこれと技術上の点でテストする」⁽⁴⁰⁾機会を見出すに至るのである。

ゲーリングにとってスペイン問題は第二に、原料と外国為替の問題につながっていたと考えられる。周知のように、当時の第三帝国は軍備拡張の急テンポな進展により深刻な原料・外国為替危機に直面していた。しかもこの危機は、一九三六年四月四日に「原料・外国為替問題全権委員」に任命されていたゲーリングと、「経済の独裁者」シャハト(H. Schacht)——経済相兼国立銀行総裁——との経済政策上の路線対立をも生み出していたのであった。⁽⁴¹⁾かかる文脈において注目されるのは、バイロイト会談の五日後すなわち七月三〇日に開催されたゲーリング及びその経済スタッフの会議である。この会議においてゲーリングは、シャハトとの経済路線上の対抗関係を前提としつつ、スペインへの援助問題と原料・外国為替問題を直接に結びつけて論じているのである。そしてその際、フランコへの援助物資は、スペインの資源と

パートナーで取引されること、がすでに了解されていた。⁽⁴²⁾かくしてゲーリングは、スペイン問題に関し、「原料・外国為替問題全権委員」としての立場からも反応することとなったのである。この点に関しては再び第二章第三節で触れられよう。

ブロンベルクがこの会議においていかなる態度を示したのかは、必ずしも明らかではない。メルケスやヒュー・トマスは、ブロンベルクが援助に反対したとしているが、⁽⁴³⁾確証はない。これ以降のスペイン政策の展開に対する国防軍、主に陸軍の態度を考慮する場合、考慮すべき点は以下の三点であろう。第一は、当時の国防軍の最優先順位が、軍備拡張に置かれていたという事である。すなわち、一九三五年三月一六日にヒトラーが行なった再軍備宣言において、三六個師団の軍隊を建設することが予定されたが、これが当時の陸軍の至上命令となっていたのである。しかも、この計画の実現は、先に述べた原料・外国為替危機の進展によって、著しく危ぶまれることとなった。そのことは、当時原料不足のために軍需工場が七〇%しか操業されず、たとえば軍用車輛の生産一つをとってみても、八月には計画の二〇〇輛から一六〇輛に減少するといった深刻な事態が生じていた事からも窺われよう。⁽⁴⁴⁾従って、スペインへの援助が、もし陸軍による大量援助で

あれば、それは彼らの軍拡計画への重大な打撃を意味した。第二は、しかし、援助が、当初は空軍による限定的な行動であったと言ふことである。すなわち、少くとも陸軍にとっては、スペインへの援助はさしあたり管轄外であったのである。第三は、ブロンベルクが、国防軍の同僚からも「ゴム製のライオン」(Gummi Löwe)あるは「ヒトラー青年団クヴェックス (Hitler Junge Quex)」(ヒトラー・ユーゲントに属する一少年が「指導者」の教義を信奉して献身的に行動する様を描いた同名の映画から取ってこられたもの)と渾名されるほどに、ヒトラーへの追従を深めていた事である。こうしたことから、ブロンベルク及び国防軍(主に陸軍)は、スペイン政策の展開に対し、明確な立場を表明せぬまま、優柔不断な態度をとり続けることとなる。

海軍参謀本部航海局長クベットがフランコへの援助をどう考えたかは定かでない。しかし、その考えがいかなるものであったにせよ、彼はヒトラー、ゲーリング、ブロンベルクに比べてあまりにも力の弱い一人の準政策参画者でしかなかった。彼はただ、パイロイトでの決定を忠実に実行する以外術はなかった。

ナチ党外国組織部セウタ地区班経済指導者ベルンハルトにとつては、スペイン内戦はとりわけ党ヒエラルヒー上またビジネス上、

自らの功名心を満足させる絶好の機会に映じたことであろう。事実、彼はのちにゲーリングの信任を得て党のメンバーとして「彗星のごとき昇進」(46)を勝ちとり、また独西経済分野においても著しい活動を展開するのである。この一介のナチ党員の功名心は、早くも九月に彼をして「總統からフランコの下へ派遣された代表者」と自任させるに至り、多くのドイツ外交官及びスペイン人の矚目をかうこととなる。(47)

さて、翌七月二六日早朝からフランコに援助を送る準備が急ピッチで進められることとなった。ゲーリングとベルンハルトがまず援助の方法について協議し、その間、援助物資の積み出し港となるハンブルクから海軍将校リンダウ(Lindau)がヒトラー直屬機でパイロイトへ招集された。またベルリンからは航空次官ミルヒ(Milch)が駆けつけた。彼ら二人はゲーリングのもとで協議を続けた。その後直ちにリンダウはハンブルクへ、ミルヒはベルリンへ戻り、それぞれスタッフを集めて準備の細目を検討することとなった。(48)

ミルヒは同日午後、航空省内の小会議室でスタッフ会議を開催した。この会議において、航空省内に援助のための特別機関を設置することが決定され、ヴィルベルグ(Wilberg)が指揮を取る

こととなった。この機関はヴィルベルグの頭文字をとって「特別局W」と呼ばれた。また、スペイン現地における援助の受け入れのために、擬装民間会社「スペインローモッコ輸送会社」(Compañía Hispano-Marroquí de Transportes, 以下 HISMA と略)の設立が決定された。この会社の管理はベルンハルトが担当することとなった。さらに、ドイツの軍事要員を監督し、スペイン軍のための訓練部隊を組織する目的で、シェーレ(Scheele)の下に「旅行会社連盟」(Reisegesellschaftsunion)が設立された。シェーレは一月にいわゆるコンドル兵団(Legion Condor)がスペインに到着するまで、実質的に現地のドイツ人部隊を指揮することに⁽⁴⁹⁾なる。

さて、このフランコへの援助の決定と準備の過程において示された注目すべき特徴は、外務省が完全に排除されたという事実である。しかもこの排除は決して偶然的ではなく政治的なものである。なぜなら、たとえ外相ノイラートが二五日の晩にバイロイトに滞在していなかったとしても、⁽⁵⁰⁾ハンブルクのリンダウのもとへ差し向けたヒトラー専用機をノイラートのために用いることは⁽⁵¹⁾いくらでも可能であったからであり、またノイラート以外の外務省幹部をベルリンから招集することも可能だったからである(海

軍からの代表がコウペッテという^{ジュネ・ペンシエ}準政策参画者であったことを考え合わせれば、外務次官さらには局長部長クラスの幹部でも十分であつたらう)。しかも、外務省はその後もしばらくバイロイトでの決定を知らされぬまま放置された。休暇からベルリンに戻った外相ノイラートは前述のディエクホフによる国防省外国局宛てメモ——すなわち非公式ルートでの援助要請を拒否したメモ——の片すみに「richtig, ja」と記していた⁽⁵²⁾(日付はないが、七月末のことであると考えられる)、また七月二八日、外務省政務局長ディエクホフと政務局第三課長デュモン(Dumont)は相変わらず二四—二五日段階における援助引渡し反対の立場を維持していたのであつた。⁽⁵³⁾元外務次官ヴァイツェッカーはその回想録において、バイロイト会談の数日後、決定の内容を知らされた時、「非常に驚いた」と記している⁽⁵⁴⁾。その時の外務省の反応は、誇張を差し引けば、かかるものであつたと考えられる。こうして、外務省は、スペイン政策をめぐる党機関をも含めた執行権力内部での政治において、すでに初期の段階から後退を強いられることとなったのである。(なお、念のため付言すれば、そのことは、スペイン干涉政策に外務省が責任を有しないということの意味するものではない。かかる点において示唆的なのは、ディエクホフが

七月三十一日——文章の内容から判断しておそらくパイロット会談の決定を知らされた直後——にマドリッド駐在ドイツ大使館へ宛てた次のごとき指示である。「〔反乱派への〕飛行機供給については、ドイツ政府は関知していない。そのことをスペイン政府に伝えてほしい。……けれども一方、私人あるいは私企業が純粋に貿易上の供給契約を締結した場合には、救援物資ないし生活必需品、あるいは今スペイン政府が指摘しているような輸送手段の供給が議論の対象となるような状況はありうる。かかる場合には、

ドイツ政府であれ他のいかなる政府であれ、供給を阻止する法律上ないし事実上の可能性を持ち合わせていない……」すなわち、この言わずもがなの但し書きの中には、HISMATという擬装民間会社を通じたドイツの援助を正当化する論理が早くも含まれているのである。

しかしその間、ドイツのフランコへの援助は急速に軌道にのりつつあった。七月二十七日朝、ベルリンのテンペルホーフ空港からベルンハルトとランゲンハイムを乗せたユンカース五二型機一機がフランコの下へ向けて飛び立った。二八日午後、このユンカース機はテトゥアンに到着し、その後直ちにアフリカ駐留軍をスペイン本土に輸送し始めたのである。七月二十六日及び二十七日、イマ

リード駐在ドイツ大使館顧問シュヴェンデマンは「全軍事情勢は相当程度政府側に有利となっている」と報告したが、四日後の三十一日、モロッコ軍のジブラルタル海峡横断を確認した上で、「反乱派の情勢は目に見えて好転している」「政府側が勝利する見通しは減少した」とその判断をドラスティックに訂正することになった。かくて反乱派は、ドイツの援助により、決定的な窮地から脱することとなったのである。

スペインの反乱派は、当初短期的な見通しの下での軍事クーデタを企ていたのであった。しかし今、イタリアとともにドイツが反乱派に援助を与えることによって、スペインの紛争は俄かに「国際的内戦」の様相を呈するに至ったのである。ドイツのスペイン政策には、すでに決定と準備の段階において、多くの政策参画者が独自の思惑を携えつつ参加していた。この政策の具体的遂行過程において、政策参画者の枠は更に拡大されることとなる。

- (1) かかる問題に関しては、参照 Allison, *Essence of Decision*, S. 168—173. 邦訳「一九五一—二〇〇頁」。
- (2) John F. Coverdale, *Indian Intervention in the Spanish Civil War*, Princeton 1975, S. 70.

- (10) *Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945*, Serie D, Bd. 3, *Deutschland und der Spanische Bürgerkrieg (1936-1939)*. (以下 ADAP と略す。特に指注のない限り ADAP 451の Serie D, Bd. 3 を指す) Dokument Nr. 2, S. 5.
- (11) ADAP, Nr. 6, S. 9.
- (12) ヴァンロー宛の書簡の他に、ゲーリング宛の書簡の存在を示唆する文書が1949年 ADAP Nr. 6, S. 9. 及び Fressler (Deutsche Gesellschaft in Lissabon) an AA (Auswärtiges Amt) 27. 7. 1936, in: The German Foreign Ministry Documents, Microfilm Series T-120 (in: National Archives USA), Roll 1641, Serial 3371, Frame E-010615-16 (以下次のように略記する。AA/1641/3371/E-010615-16)。(9) スペイン領モロッコにおけるナチ党組織の活動に関する資料。参照: Franz Spielhagen (pseudonym), *Spiene und Verschwörer in Spanien*, S. 119-122.
- (13) Harper, *German Economic Policy in Spain*, S. 18-19.
- (14) ADAP, Nr. 6, S. 9; ADAP, Nr. 10, S. 11-12.
- (15) ADAP, Nr. 10, S. 11-12.
- (16) Vgl., Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 90-160.
- (17) Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 35.
- (18) 山口定『ナチ・ヒーロー』中央公論社 一九七六年 一四〇頁。
- (19) Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 32.
- (20) Aufzeichnung Woermanns (AA) 24. 7. 1936, AA/36/47/31587-88.
- (21) Köcher (Barcelona) an AA 22. 7. 1936, AA/2193/4398/E-083327.
- (22) Erich Raeder, *Mein Leben*, Bd. 2, *Von 1935 bis Spandau 1955*, Tübingen 1957, S. 80; Aufzeichnung Woermanns (AA) 24. 7. 1936, AA/36/47/31587-88.
- (23) *Survey of International Affairs*, S. 230. 題名は「キーンズビーの Anthony Eden, *The Eden Memoirs: Facing the Dictators 1923-1938*, London 1962, S. 399. 邦訳『キーンズビー回顧録4。独裁者との出会い』南井慶三訳、みすめ書房 一九六四年、八二頁、参照。
- (24) 以下の「かかる行動の中に」「キリストコフ学校のフナチヤヤツクな生徒に現実を教へてやる」(「ヘーリーマン駐在スペイン大使館顧問シムオン・ド・サン・ピエール」) などの露骨な威嚇の意図が認められることは見落さず、Schwendemann (Madrid) an AA 2. 8. 1936, AA/2207/4446/E-086268.
- (25) ADAP, Nr. 5, S. 8.
- (26) ADAP, Nr. 10, S. 11-12.
- (27) 七月二十六日に決定がなされたところの説も長い間維持されてきたが、現在では否定されてる。Vgl., Abendroth, *Hitler*

in der spanischen Arena, S. 333, Anm. 95.

(22) ADAP, S. 4, Anm. 1, 一九三九年七月五日付文書 „Ordensverleihungen anlässlich der Beendigung des Spanischen Bürgerkrieges“.

(23) Vinas, *La Alemania nazi*, S. 338-341.

(24) 海軍からの代表はカナリス海軍提督(国防省軍事謀報部長)であったとする説が長い間主張されてきたが、現在ではこの「カナリス」説にかわり「クベメット」説が有力である。アーヘントロートによれば、ロウハットのバイロイト会談への参加は文書によっても確認されてくるであろう。Vgl., Hans Henning Abendroth, „Deutschlands Rolle im Spanischen Bürgerkrieg“, in: Manfred Funke, hrsg., *Hitler, Deutschland und die Mächte. Materialien zur Außenpolitik des Dritten Reiches*, Düsseldorf 1976, S. 475, Anm. 6.

(25) 現在、このバイロイト会談の経過について確定的な像を描くことは困難である。一九七〇年代前半まで、多くの論者の主張は以下のとおりであった。(1)『オズボナーとフランコの使者との会談(第一回会談)が開かれた。(2)その後ピトラーと三軍代表者のみの会談が開かれた(第二回会談)』、そこにおいてフランコの援助が決定された。(以上の二点は ADAP, S. 4, Anm. 1, 前掲文書に基づく) (3)『第二回会談の際ピトラーは一定のためらいを示したが、ゲーリングは「事情がどうであらうと支持を与えるべきである」とピト

ラーに「勧告した。」(この点はゲーリングがニヒルヘルン法廷で行なった陳述 *Trials of the Major War Criminals before the International Military Tribunal* (以下 *IMWC* と略)、Bd. 9, S. 280. を基とする) この見解は Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I, S. 288-289. がほぼ代表してゐる。

しかし最近になって、会談の当事者ヘルンホルトからの聞き取りに基づき前者と異なる像を提出する動きが見られる。それによると、(1)『ピトラーと使者との会談は最後まで続けられ、この会談の途中に三軍代表者が駆けつけて合流した。(2)『三軍代表者の合流以前にピトラーは単独でフランコの援助を決定してゐた。(3)『ゲーリングは初め援助提供に反対したが、ピトラーの意志が固いと見るや直ちに賛成に回った。以上の見解は Vinas, *La Alemania nazi*, S. 337-343. が代表的であるが、Hugh Thomas, *Spanish Civil War, revised and enlarged edition*, London 1977, S. 335-336. や Abendroth, „Deutschlands Rolle im Spanischen Bürgerkrieg“, S. 375. がそれぞれ別々に行なつたヘルンホルトからの聞き取りに基づいて同旨を主張してゐる。R. Hidalgo Salazar, *La Ayuda alemana a España 1936-1939*, Madrid 1975, S. 45-46. が根拠をあげてゐるが、同旨を主張している。決定に際しての各政策参画者の政治的力関係を注視する本稿の視角からすれば、問題になるのは会談に

- おけるヒトラーとゲーリングの態度である。これらについては
 説は全く異なる像を提出しているが、それぞれの方法なれ
 た当事者の陳述に基づいてのみであり、これを補強証拠を欠い
 ている。
- 以上やや立入って述べたように、ハイロート会議について
 はいまだ不確定な部分が多い。新たな証拠に基づいて議論の発
 展が望まれる。
- (26) Baumelburg, *Kampf um Spanien*, S. 22-23.
 (27) Baumelburg, *Kampf um Spanien*, S. 22-23.
 (28) *Hitlers Zweites Buch. Ein Dokument aus dem Jahr*
 1928. Eingeleitet und kommentiert von Gerhard L. Wein-
 berg, Stuttgart 1961, S. 140.
 (29) *Hitlers Zweites Buch*, S. 217.
 (30) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“,
 S. 330.
 (31) Vgl. *TMWC*, Bd. 9, S. 280; Viñas, *La Alemania nazi*,
 S. 340.
 (32) Viñas, *La Alemania nazi*, S. 361-362.
 (33) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 36.
 (34) Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany*
 I, S. 289.
 (35) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933-1945*, S. 50.
 (36) Vgl. Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 25-26.
- (37) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“,
 S. 35.
 (38) John W. Wheeler-Bennett, *The Nemesis of Power. The German Army in Politics 1918-1945*. Second edition,
 London 1964, S. 343. 邦訳「サマーロー・ベネット」山口淑
 正『国防軍とヒトラー』1、みすず書房 一九六一年、三
 一六頁。
- (39) Abendroth, „Deutschlands Rolle im Spanischen Bürger-
 krieg“, S. 475.
 (40) *TMWC*, Bd. 9, S. 280-281. ゲーリングはこれを援助決
 定時——すなわち七月二十五日——における動機として
 が、当初の援助の限定的性格から判断すれば、七月二十五日段
 階に比べてこのような考慮が働いていたらとは考えがたい。
- (41) かかる問題に関しては、ホルの文庫を参照、Arthur
 Schweitzer, „Foreign Exchange Crisis of 1936“, in: *Zeit-
 schrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 118, 1962,
 S. 243-277; Dieter Pezina, *Antarkpolitik im Dritten*
Reich. Der nationalsozialistische Vierjahresplan, Stuttgart
 1968, bes. S. 30-53. 大野英二「四か年計画と経済政策の転
 換」同誌が編『ナチン資本主義の史的構造』有斐閣 一九
 七二年、三七五—三九六頁、山口定『ナチ・ヘリヤー』一
 八〇—一九三頁。
- (42) Nürnberg Dokument 3890-PS, in: National Archives

USA, Record Group No. 238.

(43) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 24; Thomas, *Spanish Civil War*, S. 358.

(44) Schweizer, „Foreign Exchange Crisis of 1936“, S. 267.

(45) Wheeler-Bennett, *The Nemesis of Power*, S. 297. 邦訳『二王回廊』。

(46) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 71.

(47) ADAP, Nr. 80, S. 72-76.

(48) Vgl. Viñas, *Alemania nazi*, S. 344-345; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 39-40. ユーリーヤクゼンマン・ノットからの「ローメンローテゼツレム」からの圖表取りに依拠しているが、両者の内容にはほぼ一致している。

また部分的に文書に「ドイツを確立せよ」とある。

(49) 以上航路表内での会議及びドイツの決定事項に関するBeunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 23-24; ADAP, S. 3-

4. Anmerkung der Herausgeber; Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 28; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 39-40. 等々参照。

(50) 当時ノイラートは休暇中でベルリンにはいなかった。しかし「その滞在先については説が分かれている」。Vgl. Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 337, Anm. 148.

(51) 重大かつ緊急な会議に際しヒトラー専用機が用いられるのは珍しいことではない。われわれははたずれ第四章第三節でも

その一節を参照しよう。

(52) ADAP, S. 12, Anm. 1 u. 2.

(53) ADAP, Nr. 13, S. 14.

(54) Ernst von Weizsäcker, *Erinnerungen*, München 1950, S. 129.

(55) Dieckhoff (AA) an deutsche Botschaft Madrid 31. 7. 1936, AA/296/660/257064.

(56) Beunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 25; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 41. Auch vgl. ADAP, Nr. 15, S. 15; Deutsches Nachrichtenbüro Paris an AA

29. 7. 1936, AA/296/660/257063; Wegener (Tetuan) an AA 4. 8. 1936, AA/345/666/257404.

(57) Schwendemann (Madrid) an AA 26. 7. 1936, AA/296/660/257044-47; Schwendemann (Madrid) an AA 27. 7. 1936, AA/296/660/257057-58.

(58) Schwendemann (Madrid) an AA 31. 7. 1936, AA/296/662/257099-100.

(59) 斎藤孝「一九三〇年代スペイン内戦」『斎藤孝編』『スペイン内戦の研究』中央公論社一九七九年、四九頁。

第二章 軍事援助の展開

第一節 軍事援助の初期的展開

ある国家の外交活動を考察する際、本国政府と各出先機関（大使館、領事館、駐留軍など）の意志と行動を分析上同一視することは、われわれがしばしば用いる便利な仮定であろう。出先機関が一定の行動をとった場合、それは本国の意志の表現と見なされる。逆に、本国の決定は、出先機関により忠実に実行されると考えられる。しかし実際には、本国と出先機関の意志と行動の間に微妙なズレがあることも少なくない。出先機関は、任地の情勢に關し、本国の政府よりも深い認識を持っていると自負する傾向にあらう。逆に、本国の側では、出先機関の判断は、一般的な国際情勢や本国内の政治情勢への深い認識を欠いた偏狭なものであると見なすことも多い。こうした現象は、とりわけ国際政治上危機と呼ばれる局面においてしばしば顕在化する。出先機関は、本国が指示してくる方針に不満を持った場合、隠然たる抵抗を試みたり、自らの権限を越えることを承知で行動したりすることも稀ではない。われわれは、こうしたいわば「現場の突出」とそれに基

づく国際紛争の 에스カレーションの一例をドイツのスペイン政策の中に見出すであらう。⁽¹⁾

七月三十一日の晩、ハインケル五一型戦闘機六機、二〇ミリ高射砲二〇門その他の援助物資が、軍事要員八六人とともにハンブルク港を出発し、八月六日にスペイン本土南端の港カディスに到着した。⁽²⁾ その間、要求されたユンカース五二型機は空路テトゥアンに到着した。パイロットにおいて決定された援助物資はこうして八月上旬までにすべて、反乱派に提供され、「集中砲撃作戦」(Jurenehnman Feuerzueber) と呼ばれるフランコ援助行動が全力で展開されることとなった。敵から攻撃された場合以外には戦闘行為への参加を禁じられていたハインケル戦闘機は、作戦展開のあいだ輸送機の防衛にあたった。⁽³⁾

彼らの指揮はシュレー少佐が担当した。彼はベルリンの航空省内にある「特別局W」に対し軍の回路を通じて連絡を持った。⁽⁴⁾ 従って、スペインに送られたドイツ人部隊に関する問題は通常、航空相ゲーリング、同次官ミルヒ、「特別局W」局長ヴィルベルクのレベルで扱われることとなった。重大な問題は更に国防相ブロンベルクを通じて——あるいはブロンベルクを経ず直接に——ヒ

トラリーに提出された。軍事行動を展開する上でフランコあるいはイタリア政府と直接に調整を行なう必要が生じた場合、国防省軍事謀報部長カナリス (W. Canaris) がその任を担当した⁽⁵⁾。早くも八月四日、カナリスはイタリアへ向かい、そこでやはり軍事謀報機関の責任者ロアッタ將軍 (M. Roatta) と協議を持った⁽⁶⁾。

一方外務省は、かかる作戰体制からも窺われるように、現地派遣部隊に対する指揮系統の内部でその決定に対して影響力を行使する組織的足場を持たなかった。しかも、彼らは単に指揮系統から受動的に排除されたのみではなかった。彼ら自身スペイン問題に関し三軍当局と定期的・組織的な連絡を持つという姿勢を欠いていた。そのことは、外務省が国防省に三軍当局との調整のため定期的会合を持ちたい旨の希望を伝えたのが、一月末であったという事実からも窺われる⁽⁷⁾。こうして、フランコ軍の援助という外交政策上重大な意味を持つドイツの対外行動の具体的運営においてもまた、外務省の影響力は取るに足らないものとなった⁽⁸⁾。このことは、イタリアにおけるフランコ援助体制と比較した場合、より際立ったものとなる。すなわち、イタリアでは、スペイン問題における調整は、外務省の指導の下、軍事顧問の参加を得て行なわれた。この体制により、イタリアにおいては、外務省と軍当

局の協力が順調に進められた。チアーノは二月、ドイツもこの「イタリア方式」を導入するよう外務省に「忠告」したが、そのことは、チアーノの眼から見ても、スペイン問題におけるドイツ外務省の非力が明瞭であったことを示している⁽⁸⁾。

現地派遣ドイツ人部隊は単に外務省の統制から自由であったのみではない。彼らは外交的配慮を全く無視した行動によって外省に多くの困難をもたらすこともあった。たとえば、セビリア駐在ドイツ領事は八月一日、外務省宛てに次のような当惑を伝えている。「物資をスペインへ供給するためにセビリアに到着したドイツ人は、白い制服とオリンピック帽を着用しているので、当然の事ながら、即座に紛れもなくドイツ人であることが判明してしまふ。彼らがセビリアの街にあらわれると、どこでも熱烈な歓迎の声がまきおこる。私がリンドナー氏（おそらくスペインへ派遣されたドイツ軍の幹部であろう）に話を持ちかけた時、彼のこの事実を認めた。また彼は、服装はもちろん公衆及び外国の報道関係者——その一部は当然にも飛行場に入場しているのが——の注意をひくにちがいない、とも認めた。それゆえ彼らのここでの活動は一目瞭然である。「それとは反対に」ここに到着したイタリア人飛行士達はスペイン外人部隊将校の制服を着用し

ているので誰にも身元が判明しない……。ベルリンの関係当局でこの問題が取り扱われていることとは思うが、私としては、彼らの振舞いから見て作戦を秘密にしておくことはすでに不可能となっている事実を指摘せざるを得ない。」しかし、かかる事態はその後何ら改善されることがなかった。ドイツ空軍のかかる態度が、とりわけ神経過敏なフランスの政府及び世論を刺激したことは言うまでもない。フランス駐在ドイツ大使館は、八月二五日、次のごとき悲鳴にも似た報告を本国へ送付せざるを得なかったのである。「私はこの信じ難い情報を確認することが出来ない。至急事実関係を確認して、場合によってはこの粗暴で危険きわまりない悪行 (Unheug) を除去することを提案したい。」⁽¹⁰⁾

ちなみに、いまだフランコへの援助活動に直接的には関与していない海軍の派遣艦隊もまた無統制に行動していた。彼らは、外務省は言うに及ばず、援助活動中の空軍部隊に対しても独立に行動した。さらにまた、彼らは本国の海軍参謀本部からもかなりの行動の自由を得ていた。⁽¹¹⁾ 八月三日、戦艦「ドイッチェラント」号が突然セウタを訪問し、艦隊司令官カールスがフランコと会見して世界の耳目を集めたが、この事件は以上のような文脈において始めて起こり得たものであった。この日朝九時に電話で「ドイ

ツチュラント」号の到着を突然知らされたテトゥアン駐在ドイツ領事は、モロッコ軍の輸送活動に従事しているランゲンハイムとベルンハルトに電話連絡したのち、「着物を着がえ、直ちに車でセウタに向かった。」セウタは彼の到着を待つことなくすでに歓迎会で沸き立っていた。カールスは閱兵を行ない、ファランへ党員達が「ハイル・ヒトラー」を歓呼していた。フランコとの会谈のためカールス一行がテトゥアンへ向かうと、そこでも民衆が歓呼で迎えた。この「思いがけないドイツ艦隊の訪問」は、もちろん外国の政府と世論を刺激するところとなった。⁽¹⁴⁾ 海軍司令長官レーダーが賞讃してやまないカールスらの「自主性」、「政治情勢への理解」、「決断性」、「適応能力」⁽¹⁵⁾ はかかる結果をも生み出したのである。

しかしその間にも、フランコ以外の反乱派グループからの援助要請ないしフランコからの追加援助要請が連日のごとくベルリンに届いていた。まず七月二六日、北部戦線で戦っていたモラ將軍の司令部からリスボンのドイツ大使館を通じて「少なくともエンカース機一〇機を、また可能であれば加えて爆撃機二〇機を」送るよう求められた。⁽¹⁶⁾ また七月二八日、フランコの要請を確認するため、南部戦線の指導者ケイボ・デ・リヤノ將軍が、やはりリス

ボンのドイツ大使館を通じて、「直ちに大型機一〇機と小型機五機を、不可能な場合には少なくとも輸送及び爆撃のための大型機三機と快速機三機を」送るよう要請した。⁽¹⁷⁾ 八月一日、リスボンに設置されていた反乱派の武器調達機関からハインケル五一型機及びユンカース五二型機それぞれ四機、銃弾五〇万発、四エチル鉛その他の軍事物資が要請された。⁽¹⁸⁾ 同日、モラからの使者がベルリンの外務省を訪問し、「十分な飛行機と、できれば潜水艦二隻があれば、勝利はかなりスピード・アップされるのだが」と示唆していた。⁽¹⁹⁾ 八月三日、リスボンからガスマスク一万个とユンカース技術者三人が求められた。⁽²⁰⁾ 八月六日、できる限り多くの戦闘機、機関銃、手榴弾、爆弾、銃弾及び魚雷艇一隻が要求された。⁽²¹⁾ 八月八日、モラからパリ駐在ドイツ大使館を通じて、葉莢一万発を要求する電報が届けられた。⁽²²⁾ 一週間後、同じルートを通じて飛行機（特に戦闘機）、爆弾、小銃、機関銃、銃弾、携帯用武器が要請された。⁽²³⁾

こうして、反乱派の援助要請は、その量において肥大化し、ついには「できる限り多くの」というごとき無限定の要求に至るとともに、もはや質的にも、単なる輸送のための機器の要求から、実戦において必要な軍事物資の要求——それも携帯用武器から潜

水艦に至るまでの——へと拡大されるに至ったのである。

かかる反乱派からの要請に、ドイツ側も一歩一歩譲歩していった。早くも八月一四日、特別船「ヴィルベルト」号がハインケル戦闘機六機、ユンカース機二機、爆弾、銃弾等を積んでスペインへ向かった。⁽²⁴⁾ また八月二二日、「特別局W」の依頼を受けて武器商人フェルティエンス (Valtians) が武器を積んだ輸送船「ギルゲンティ」号を北部戦線のモラ・グループに送った。⁽²⁵⁾ (この武器商人フェルティエンスは内戦勃発以前からモラ・グループとの武器取引に暗躍していたが、これ以後ゲーリングの信任を得て反乱派との秘密裡の武器取引に従事することになる。)⁽²⁶⁾ 八月二六日、さらに特別船「ウザラモ」号がハインケル四六型機二〇機、銃弾、四エチル鉛などを積んでフランコの下へ出発した。⁽²⁸⁾ リスボン駐在ドイツ大使館は、この頃から「ベルンハルト氏の斡旋により、物資の継続輸送がきわめて円滑に行なわれることとなった」と報告している。⁽²⁹⁾ このように、わずかの輸送用機器に限定されていたパイロイトでの決定は、一と月もたたぬうちに量的にも質的にも拡大の一途を辿ることとなった。

しかも、当初の限定を越えたのは単に軍事物資による援助のみではなかった。援助のため派遣された飛行機の任務に関しても修

正が加えられた。すなわち、八月三日、ドイツ機がスペイン南部マラガの港に停泊中の共和国艦「ハイメ一世」号を爆撃したのである。⁽³⁰⁾

この事件を皮切りにドイツ機は、単なる輸送及びその防衛のためのみならず、積極的な戦闘にも投入されることとなった。この行為に関しては、「航空省から八月一〇日に許可がおりた」という説と、「シエーレ個人の責任で行なわれた」という説がある。⁽³¹⁾ 後述するように、ヒトラーはまだ直接的な戦闘行為への参加を許してはなかったから、この決定は——以上の二説のいずれを取るにせよ——現地軍に対する指揮系統の内部で、ヒトラーに諮られることなく下された可能性が強い。こうして、航空相ゲーリングは、彼の「年若い空軍をあれこれと技術上の点でテストする」⁽³²⁾ 試みの第一歩を踏み出したのである。そしてかかる間にも、輸送機は改造されて爆撃機として仕上げられつつあった。これらの爆撃機はいずれ、共和国艦船のみならずスペイン本土に対する爆撃にも従事することとなる。

以上に見たように、パイロットで決定された援助はすでに初期の段階でなし崩し的に肥大化していった。外務省は空軍の展開に

関しても海軍の展開に関しても見るべき影響力を持たず、また積極的に関与しようとする姿勢にも欠けていた。現地の空軍・海軍はベルリンから相対的に自由に活動していた。彼らの行動をすべてヒトラーの指令に帰するのは困難であろう。陸軍のヒトラー付連絡将校ホスバハが回想録の中で次のように記している時、それはかかる事態を言い表わしたものに他ならない。「ヒトラーもまた初めは……スペインへの援助を軍事物資にのみ制限したいと考えていた。……けれども、スペイン側からの要望と、スペインで活動しているドイツ諸機関からの強い要請に、ヒトラーも国防相も一歩一歩譲歩していった……」⁽³³⁾ しかし、かかる援助の肥大化及び派遣された空・海軍部隊の独自の行動によって、ドイツがスペインの反乱派を支援しているという事実は、ますます世界の前に明らかとなって行くのである。

第二節 「目的の空白 (Zielsetzungsvakuum)」⁽³⁴⁾

およそ国際社会においてある国家が一定の対外行動を起こす場合、そこに何らかの外交目的ないし戦争目的が存在していると考えられよう。外交目的ないし戦争目的は世論や他国に対し明示的

に表明されることもあれば、執行権力内部における合意という形を取ることもあるだろう。国家は、この目的に照らして対外行動の時機と手段を選択し、行動範囲を限定し、また行動の収束方法を計算する。しかし、たとえ目的が明確であっても、国家組織が合理的・一元的に作動するとは限らない。ただし、国家は一人の合理的行為者ではなく、様々な組織の複合体だからである。国家行動は、様々な観念と利害とイニシアチブを持つ諸個人・諸団体によって担われているのである。いわんや、外交目的のない戦争目的が権力内部においてさえ明確でない場合には、もはや国家の統一的・有機的行動は確保し難い。

かかる観点から見た場合、ドイツのフランコに対する援助の無限的な肥大化と派遣各軍の無統制な行動は、ドイツが対外行動を統制する具体的な政治目的を持ち得ていなかった事を示唆しているとも考えられよう。そのことは、パイロイトでの決定からほぼ一か月を経た時点でドイツ政府内部から出された政治目的明確化の要求に端的に示されている。われわれは、この動きの中心を、海軍提督レーダーの中に見出すことができよう。

八月二二日、リーダーは外務省政務局長ディエクホフと会談

し、彼に一通のメモを手渡した。そのメモの冒頭には、次のように記されていた。「A〔海軍省指令局 Marinekommandoamt des Oberkommandos der Kriegsmarine を指すものとみられる。Val. ADAP, S. 44. Anm. (1)]の考えによれば、軍事的・政治的諸手段を是正するため、また国際的紛糾……を回避するために、スペインに関するドイツの政治目的を明確化することが絶対に必要である。」⁽³⁵⁾これは取りも直さず、軍の首脳——すなわちドイツ

のスペイン政策の具体的担い手——においてさえ、かかる目的観念が欠けていたことの明白な表明であった。そして、この政治目的明確化の要求は、以下のごとき情勢判断に基礎づけられていた。まず、反乱派は、「良好な軍事指導の下にあるが、大衆の支持を欠いているため数の上では弱い。」彼らの共通項は「反共」のみであり、政治的立場は統一されていない。「たとえ表面上は戦果をおさめようとも、外部から大量の支持がなければ、フランコ政府は長くは持ちこたえられないだろう。」一方、マドリッド政府は勤労大衆の人的資源を利用しうるし、訓練された軍事要員を擁しており、さらにフランスからも支持されているので「軍事情勢は悪いとは言えない。」しかも政府側で戦っているのは共産主義者のみではなく、あらゆる政治信条を持った人間が参加して

いる。「確かに現在、政府側の戦線の内部では共産主義者と急速の潮流が優勢である。しかし一方、そのことは——少くとも現在までは——政府が共産主義政府そのものであることを意味しない。」さらにレーダーは、かかる情勢判断から、ドイツの取るべき方針について触れ、「我々の宣伝及び行為において、今まで以上に強く中立的態度をとることしか残されていない」として⁽³⁶⁾いた。

ここで注目すべきは、フランコ軍の展望への悲観的評価もさることながら、マドリード政府を共産主義政府とは言えない、としていることである。これは、ヒトラーの提唱する唯一の目的——従って介入を「正当化」する根拠——である「反共産主義」の実体に対する疑問の提示以外ではありえなかつた。

さて、かかるレーダーの意見に対しディエクホフは全面的に賛意を示した。すでにレーダーは陸軍連絡將校ホスバッハにこれと同じメモを渡し、ベルヒテスガーデンのヒトラーのもとへ届けるよう要請していた。⁽³⁷⁾海軍提督レーダーが、海軍連絡將校の回路を用いずホスバッハにメモを委ねたことに、主張の重みを増そうとするレーダーの配慮が窺われる。しかし、かかる配慮とは対照的に、レーダーが空軍——ゲーリングが率い、かつ援助の中心部隊である空軍——と接触を持った形跡は見られない。このことは政

策参画者間の政治的立場の相違ないしは政治的力関係のあり方を示唆しているとも考えられ注目される。

ところで、この頃、以上の政治目的明確化要求（その実体は中立要求）とは一八〇度異なる提案がなされていた。すなわち、現地派遣軍指揮官シェーレは、スペイン人飛行士の技術的未熟を理由に、ドイツ人兵士の戦闘行為への参加を許可するよう繰り返しベルリンに要求していたのである。⁽³⁸⁾この要求の是非は空軍の指揮系統を通じてヒトラーに委ねられることとなった。かくしてヒトラーは、全く異なる二つの要求に直面することとなったのである。

「フランコ將軍をできる限り物質的・軍事的に支援せよ。だがその際戦闘への積極的な参加は当面見合わせるよう。」これが八月二四日にヒトラーが下した決定であつた。⁽³⁹⁾この決定は、具体的な外交目的と情勢判断から演繹された結論ではなかつた。第一にこの決定は形式的には、二つの要求の間の妥協であつた。そこでは陸・海軍及び外務省から要求された政治目的の具体化はなされなかつた。厳密な中立的態度を守れという要求も拒否された。しかし空軍ルートによりなされた戦闘行為への参加要求もまた拒否されたのである。

第二にこの決定は、実質的には単なる既成事実の追認でしかなかった。なぜなら、すでに見たように、当時フランコへの追加援助の輸送は開始されていたし、またドイツ機はすでに戦闘行為に投入されていたからである。

八月二四日の決定が、このように基本原則と具体的外交目的を欠く単なる妥協ないし追認でしかなかったことから、この決定は短期間のうちに再びいとも容易に覆されることとなった。すなわち、四日後の八月二八日、現地派遣ドイツ人部隊に戦闘行為への参加が許可されたのである。⁽⁴⁰⁾しかも、この決定はまたもや既成事実の追認でしかなかった。なぜなら、前日の二七日期、ユンカーズ機がマドリッド上空に飛来して公然と爆撃を開始していたからである。⁽⁴¹⁾これ以後マドリッド爆撃を続けることになるユンカーズ機は、明らかにドイツ人兵士によって操縦されていた。なぜなら、その爆撃の技術は「全く非スペイン的」(マドリッド駐在ドイツ大使フェルカース)であったからである。マドリッド駐在ドイツ大使館はベルリンに、ドイツ機によるマドリッド爆撃を中止するよう求めたが、聞き入れられず、八月三〇日、大使館所在地を地中海沿岸の港町アリカンテへと移さざるを得なかったのである。⁽⁴²⁾こうして、ドイツは、具体的外交目的を欠いたまま、執行権

力内部でのかけひきないし現場による既成事実の積み重ねを通じて、スペインへのコミットメントを深めて行くのである。

さて国防省当局は、戦局の長期化とヒトラーの八・二四決定に直面し、スペイン現地での軍事指導の体制を再編する必要性に迫られることとなった。この任務は国防省国防経済局メンバー・陸軍大佐ヴァーリモン(W. Warlimont)が担当することとなった。

八月二五日頃、国防相ブロンベルクはヴァーリモンと会談し、スペインの軍事情勢を説明した。そのなかでブロンベルクは、ヴァーリモンに次の任務を与えた。第一に、フランコの下でドイツ国防軍総体の代表として行動する事、第二に、ドイツ本国での軍備拡張と現地の軍事情勢に配慮しながら、援助のあり方についてフランコと協議をもつ事、第三に、ドイツの援助物資の代価がスペインの原料資源でまかなわれるよう配慮する事である。⁽⁴³⁾この指令には第一に、現地での空軍の活動にいわば「たが」をはめようとする国防軍の意図が反映されていた(第一項)。しかし第二に、軍備拡張をめぐる深刻な原料不足に悩まされる一方で、ズルと他の政策参画者のスペイン政策に引きずられてゆく国防軍の立場もまた色濃く反映されていたのである(第二項、第三項)。国防省においてスペイン問題を取扱っていた外国局からで

はなく、また現地派遣軍の指揮にふさわしい実戦部門からでもなく、他ならぬ国防経済局から、いわば十数年国防経済畑を歩んできたヴァーリモントが派遣要員として抜擢されたという事実の中にも、かかる国防軍の立場が表現されていたのである。⁽⁴⁴⁾

次の日、ヴァーリモントと軍事謀報部長カナリスはイタリアに飛び、そこでムソリーニ、チアーノ、ロアッタとスペイン問題について協議を重ねた。八月二十八日までには持たれた様々な協議を通じて、以下の諸点が合意された。すなわち、軍事物資のフランコへの供給を継続する事、ドイツとイタリアの負担を平等にする事、フランコから政治的見返りを要求しない事、援助物資の支払いは外国為替ないし物品で行なわれるべき事、フランコ援助に關しドイツとイタリアの共同計画と相互理解が重要である事、等々。⁽⁴⁵⁾

九月上旬、ヴァーリモントとロアッタはイタリアの巡洋艦に搭乗してスペインへ向かい、フランコと会見した。この会見でフランコは、戦車、対戦車砲、対空砲、無線連絡機器など近代兵器を要求した。この要求はヴァーリモントとロアッタにより了承された。⁽⁴⁶⁾九月一二日、ヴァーリモントは早速国防省あてに報告を起草し、戦車部隊の投入を提案した。「戦車部隊の」支援により攻撃

を遂行し、空軍による戦闘効果を結びつけられ、全く短期間のうちに、首都を陥落させることができると私は確信する。従って、この要求が承認されれば、それは我々が支援を遂行する上での決定的なポイントとなるであらう。⁽⁴⁷⁾

かかる判断は前述のリーダーの情勢分析とは対照的である。そして、後者の判断と比べてヴァーリモントの判断が甘かったことは否定できない。彼は共和国側の士気の高さや共和国への外国援助の可能性を考慮に入れておらず、また広範な軍事介入に伴なう外交政策上のリスクについても判断しなかった。一九二六年から一〇年間国防経済局に所属し、突然スペインの戦場へ送られたヴァーリモントにとってみれば、かかる判断の甘さは無理からぬ事であったかも知れない。事実、約一か月後の一〇月一六日、彼はこうした判断を覆し、全く逆の意見を国防省に送っている。「ヨーロッパ戦争のリスク…や国民戦線軍の戦闘価値 (Kampfwert) に鑑み、スペイン本土において「援助を」本質的に強化することには賛成できない。逆に、新しい状況〔長期戦不可避の状況、ソ連による共和国援助の強化、等〕をも勘案して、スペインにおける我々の人員をできる限り速やかに撤退させるほうが良いと考えている…。」⁽⁴⁹⁾しかし、ヴァーリモントがかかる判断に到達した

のは遅かったと言うべきである。すなわち、彼の九月一二日の報告が受け入れられるかたちで、九月から一〇月にかけて、ドイツ戦車部隊がスペインの地に投入されることとなったのである⁽⁵⁰⁾。

一方、スペイン沖で行動していたドイツ海軍にも、九月四日、軍事物資輸送船を防衛するため、実力行使が許可された。しかし海軍参謀本部は、スペイン領海内部での輸送船防衛は、空軍が航空機の投入によって行なうべきだと宣言し、自らの行動範囲を公海にのみ限定して一定の抵抗を示すに至った⁽⁵¹⁾。しかし、かかる限定は、早くも翌五日、——明らかに航空省・ゲーリングの圧力の下で——撤回させられてしまったのである。こうして、ドイツ三軍の行動上の制約はすべて除去されることとなった。

八月二二日のリーダーによるメモは、ドイツのスペイン政策における「目的の空白」を示していた。しかるに、八月二四日のヒトラーの決定は何らこれに應えるものではなかった。具体的な目的観念を欠いたこの決定は、必然的に脆弱なものであった。ここに、様々な政策参画者の活動の余地が生じた。八月二四日の決定の前半部分、すなわち「フランコ將軍をできる限り物質的軍事的に支援せよ」という条項は、現地派遣された国防軍代表ヴァー

リモントの偏狭な判断に媒介されつつ、遂に地上軍（戦車部隊）の投入にまで拡大された。後半部分、すなわち「積極的な戦闘への参加は当面見合わせるよう」という制限は、現地派遣軍による既成事実の積み重ねと権力内部におけるかけひきによって覆されたのであった。かくて、ドイツ三軍によるあからさまな軍事介入の道が開かれるに至ったのである。

第三節 「目的の空白」(一)

ドイツのスペイン政策における「目的の空白」は、対外経済政策分野においても諸政策参画者の恣意的な行動を許すこととなった。すでに述べたように、スペイン内戦は、ドイツにおける再軍備の進行とそれをめぐる深刻な原料・外国為替危機のただ中で勃発した。七月三〇日、全世界に駐在するドイツの大使館・公使館宛て回状の中で外相ノイラートは述べて、「不可欠の原料を外國から補給することはドイツ経済政策の最も重要な任務」であるとし、それにあてる外貨の獲得のために、経済上の仕事とリわけ「ドイツの輸出を漸進的に、且つあらゆる機会をとらえて促進する」仕事に「全エネルギーを投入する」よう強く指示したが、そ

これはこの危機の深刻さを物語っている。スペインには水銀、黄鉄鉱、銅、鉛、亜鉛、タングステン、鉄鉱石などが豊富に埋蔵されており、すでに内戦勃発以前からドイツ各界の関心を集めていたが、⁽⁵⁴⁾内戦勃発は、かかる関心の新たな出発点をも意味したのである。しかも、対西経済政策をめぐる諸機関の意見の相違・対立は、原料および外国為替問題に関するシャハトとゲーリングの対立の一部分を占めることを通じて、より秘密性・政治性を帯びることとなったのである。本節では、この問題の「政府内政治」的側面に焦点を限定してその展開を辿ることとする。

スペイン内戦の勃発とドイツのフランコへの援助を、ただちに原料・外国為替問題と結びつけたのは、すでに述べたように(第一章第二節二九三頁)、「原料ならびに外国為替問題全権委員」たるヘルマン・ゲーリングであった。七月三〇日午後、ゲーリングの下に開かれたスタッフ会議では、「特別局W」の仕事の細目や九月に迫る党大会の準備の問題、また原料・外国為替の問題に関し、協議が行なわれた。原料問題では脂肪(バター・マーガリン等)、鉛、ゴム、鉄鉱、銅について検討が加えられたが、特に鉄鉱については「スペイン軍事政権とただちに協議を持つ事」と

され、その際「軍事政権への援助の代価」として「バスク地方の鉱山の採掘」が念頭に置かれた。さらに、銅に関しても、スペインからの供給が予定された。⁽⁵⁵⁾

この会議でいま一つ注目すべきは、シャハトに代表される傾向、すなわち軍備拡張のテンポを抑えて原料と外国為替を確保しようとする傾向に対して著しい対抗意識が示されている事である。すなわち、「軍備拡張を制限しようとするプロパガンダに対しては断固たる拒否(Scharfste Zurückweisung)」という立場が確認されたのである。⁽⁵⁶⁾かくて、バイロイト会議のわずか五日後、スペイン問題は、早くもゲーリングとシャハトとの対抗関係の中に位置づけられたのである。

しかし、八月から九月の半ばにかけて、軍事援助の代価として原料を確保する問題、また広くフランコ政権と将来の通商関係を調整する問題は、ドイツと反乱派スペインとの間で、またドイツ諸機関の間で、具体的な焦点となる事はなかった。なぜなら、第一に、共和国政府側の支配下にあるバスクの鉱山について「軍事政権とただちに協議する」というような、いわば速戦勝利への期待が、その間の軍事情勢の展開によって裏切られ続けたからであり、第二に、スペイン問題に関して現地派遣軍ならびにスペイン

・モロッコ輸送会社 (HISMA) という足がかりを得たゲリーングが、スペインをめぐる経済政策上の意図及び行動を、他の諸機関との対抗上隠し続けたからである。経済政策に関する議論は九月の終わりから一〇月の下旬にかけて初めてドイツ諸機関の間に浮上してくる事になる。

この問題に入る前に、われわれは HISMA のスペイン現地での行動を見ておかなければならぬ。なぜなら、この HISMA の行動こそが、スペインをめぐるゲリーングとシャハト・経済省との対立の口火となるからである。

すでに述べたように(第一章第二節二九五頁) HISMA は七月二六日の航空省における会議で、「特別局 W」の下に、「旅行社会社連盟」とともにその設立が決定された。その目的は、民間擬装会社としてモロッコ軍をスペイン本土に運搬することにあった。しかし、その活動内容の詳細は、航空省以外のドイツ諸機関に対しては知らされていない。だが、八月を通じて HISMA の権限は、その指導者ベルンハルトの尊大な態度とともに肥大化していったのである。すなわち、八月下旬から九月の初めにかけて武器取引交渉のためにスペインを訪れた軍事物資輸出組合 (Ausfuhr-Gemeinschaft für Kriegsgüter=AGK) 代表メッサーシユミット

(E. Messerschmid) が見たものは、まさに HISMA の絶大な権限と、その指導者ベルンハルトの恣意的な行動であった。メッサーシユミットはリスボン駐在ドイツ大使館を通じてベルリンの外務省に以下のことを報告した。「…我国による『反乱側スペインへの』物資の供給は、HISMA によって公式に独占されている。従って、ドイツ工業連盟にはビジネスの機会が閉ざされている。私にできることは、HISMA の指示に従うことぐらいである。」「……HISMA の軍事部門指導者〔現地派遣部隊指揮官シユール將軍を指す。HISMA の軍事部門指導者〕という位置づけはメッサーシユミットの誤り」とその管理部門指導者ベルンハルト氏との間には、感情的対立があるようだ。なぜなら、ベルンハルト氏は自分を総責任者と考えており、あらゆる手綱を手中にしておきたがっているからである。…ベルンハルト氏が組織全体を自らの体型に合わせて仕立てていることは明らかである。」「HISMA の政策、いやむしろベルンハルト氏個人の政策——彼らは自らを総統からフランコの下へ派遣された代表者と考えている——に関していえば、他の政策的選択の余地があることは疑いなくい言うべきである。」「……我々は、我国の将来の利益を考えなければならぬ。フランコが一定の圧力の下にある現時点は、我

国の将来の経済的さらに政治的影響力に関し、彼から言質を取る好機であると思う。」かかる判断から、メッサーシュミットは HISMA の独占にかえて、むしろフランコとの間に一般協定 (Rahmenvertrag) を取り結ぶよう外務省に提案したのである。⁽⁵⁸⁾

しかし、反乱派との商取引における HISMA の独占は、「ベルンハルト氏個人の政策」であるとともに、また航空省と「特別局 W」の政策でもあった。なぜなら、すでに見たように、HISMA は「特別局 W」の管理下に置かれていたからである。そして何よりも、メッサーシュミット報告のコピーを受け取った「特別局 W」局長ヴィルベルクは、報告中 HISMA の独占に触れた箇所では „ja, richtig“ と記していたのである。⁽⁵⁹⁾

かかるメッサーシュミットの報告は、はしなくも、秘密裡に置かれていたベルンハルトと HISMA 及び「特別局 W」の恣意的な経済政策の一端を、他の政策参画者に暴露するものであった。ヴィルベルクはかかる事態に対し不快の念を隠さなかった。「いったい誰がメッサーシュミットのスペイン行きを許可したのだ？ 私はそれを望まなかった。」⁽⁶⁰⁾ おそらく航空省の筋から圧力がかかったのであろう、九月二一日、軍事謀報部はメッサーシュミット報告の原文とそのすべてのコピーの回収を外務省に要求し、また

一〇月三日、外務省は「高いレベルからの命令により」、メッサーシュミット報告の発信元であるポルトガル駐在大使館に、報告とその全コピーの回収を指令した。⁽⁶²⁾ かかる行動の中に、「高いレベル」の、すなわちゲーリングと「特別局 W」の、狼狽ぶりが示されている。ベルンハルトと HISMA への非難、それに代わる一般協定の提案は、必然的に、経済政策に関するゲーリング―「特別局 W」― HISMA ラインの発言権を低下させるであろう。「特別局 W」が示した不快感と狼狽は、かかる文脈を抜きにしては考えられない。

さて、同じ頃、国防省から派遣されたヴァーリモン트가スペインに到着し、活動を開始していた。しかし彼は先にブロンベルクから示された三つの任務をすべて消化する事は困難であると判断し、そのうちの二つ、すなわち経済上の課題を HISMA に委ねる決意をするに至った。⁽⁶³⁾ もちろん彼はかかる行為のもつ意味を十分に理解していなかった。第一に、それは、ブロンベルクが国防経済専門家たるヴァーリモンْتَをあえて起用した意味をかかなりの程度減殺してしまった。第二に、それはヴァーリモンْتَが意図せずしてゲーリング―「特別局 W」― HISMA のラインに利点を与えることとなったのである。ゲーリングはすでに八月の終わり

に、ヒトラーからいわゆる「四か年計画メモ」を渡され、経済分野においても重大な責任を課せられていた。⁽⁶⁴⁾ かかるゲーリングにとつて、ヴァーリモントの提案は、まさしく「棚からぼた餅」であつた。ヴァーリモントとベルンハルトは九月の終わりにドイツに帰国し、ゲーリングと会見した。そこにおいて、HISMA がより広い経済的課題を担当する事、並びに HISMA に見合う会社をドイツ本国に設立する事、が決定された。⁽⁶⁵⁾

かくして、一〇月二日、ベルリンに「原料・貨物仕入れ会社 (Rohstoffe-und-Waren-Einkaufsgesellschaft, 以下 ROWAK と略) が設立された。⁽⁶⁶⁾ ゲーリングは HISMA と ROWAK に以下の任務を与えた。すなわち第一に、ほとんど中断状態にある独西貿易を再開する事、第二に、ドイツの死活にかかわる原料をできる限り大量にスペインから調達する事。⁽⁶⁷⁾ さらに HISMA—ROWAK には、単に独西貿易を再開するのみならず、それを独占する権利が与えられた。すなわち、ドイツのある会社がスペインに商品を輸出したい場合、その会社は ROWAK に商品を売り、ROWAK がさらにそれを HISMA に売るといふ独占的なシステムが確立されたのである。⁽⁶⁸⁾

また、こうした企てに対して、ナチ党外国組織部が全面的な支

援を与えることとなつた。すなわち、ゲーリングは総統代理ルドルフ・ヘストと交渉し、ROWAK のために、外国組織部から経済専門家ヤクヴィッツ (E. V. Jacwitz) をはじめ多くの要員を確保したのである。⁽⁶⁹⁾ ナチ党外国組織部は、フランコへの援助を決めたパイロイト会議の設定あるいはベルンハルトを通じた活動によつて大きな役割を演じてきたが、今ここに、ドイツのスペイン政策における確固とした組織的足場を築くに至つたのである。そして、それは同時にまた、外国組織部が国防経済領域 (四か年計画) において諸課題を遂行する突破口をも意味したのであつた。⁽⁷⁰⁾

ところで、対外経済政策に責任を持つべき経済省及び外務省経済政策局は、このような経過を全く知らされていなかった。一〇月九日、以上の経過とは独立に、フランコ政府が公式の通商交渉を外務省に提案し、かかる交渉のため外務省あるいは経済省から役員を派遣するよう要請してきた。⁽⁷¹⁾ 外務省経済政策局はこの問題に関し経済省の意見を求めたが、その際経済省はただちに賛意を示し、代表をフランコ政府の下へ派遣する用意のある事を告げた。⁽⁷²⁾ しかし、既成事実ではできあがつていた。一〇月一六日、経済省が「四か年計画」総本部に詳細を問い合わせた時、経済省と外務省経済政策局は、ROWAK は言うに及ばず、HISMA の活動

の詳細をも初めて知るに至ったのである。⁽⁷²⁾ それは七月の HISMA 創設以来実に三ヶ月のちの事であった。経済省及び外務省経済政策局は、「四か年計画」総本部から、HISMA—ROWAK の独占が単に一時的なものであるとの説明を受けた。かかる説明と、なによりも確固とした既成事実の前で、彼らは、状況のなりゆきを見守るといふ以外何らなす術を持たなかったのである。⁽⁷³⁾

二日後の一〇月一八日、ゲーリングはヒトラーにより、「四か年計画」総本部の全権に正式に任命された。ここにゲーリングは、経済政策分野において、シャハトと経済省に対し、決定的に有利な地歩を固めるに至ったのである。⁽⁷⁴⁾

内戦という特異な状況を勘案するとしても、独立した二つの国家間の貿易を特定の民間企業が独占するという事態は全く異例であった。また、こうしたシステムの決定が、関係する諸省庁とつりわけ経済省や外務省経済政策局の全く手かり知らぬ所で、特定のイニシアチブにより排他的に行なわれた事は、さらに異例であった。かかる中に、経済省や外務省の制約を排して対外経済政策の分野に独自の地歩を築こうとするゲーリングの立場が色濃く反映されていたのである。このように、対西経済政策上の対立は、ド

イツ本国で展開されていた原料・外国為替問題をめぐる路線闘争に直接に連繫する事を通じて、より秘密性ないし政治性を帯びることとなったのである。

第四節 コンドル兵団の派遣

すでに見たように、八月の終わりから九月にかけてドイツの援助はなし崩し的に拡大していった。『集中砲撃作戦』によれば、一〇月の段階において、スペインに派遣されたドイツ空軍の陣容は以下のような規模に達していた。すなわち、一攻撃中隊（二六機）、一戦闘機中隊（三〇機）、一試験部隊（飛行機のテストを担当、三機）、一偵察部隊（二機）。また、戦車部隊その他の軍事物資援助を含め、ドイツによる援助の総額をマルクに換算すれば、一〇月半ばまでにおよそ四五〇〇〇万ライヒスマルクに達していたとされる。⁽⁷⁶⁾

しかし、このようなドイツによる大量の軍事援助にもかかわらず、反乱派の進撃は緩慢であった。首都マドリードの包囲は徐々に進行していたが、その陥落の展望は立たなかった。ドイツはフランスの優柔不断な戦争指導にいらだちを深めてゆく。こうした

中でドイツは、八月の空軍による援助、九一〇月の地上軍への援助に続いて第三のステップへ歩を進める事になる。いわゆる「レンドン兵団」(Legion Condor)の派遣がそれであった。

一〇月一六日、スペイン駐在ドイツ代理大使フェルカースはスペイン現地における情勢を次のように伝えてきた。「軍事情勢はここ三週間ほど停滞しており、いくつかの戦線、たとえばオビエドでは、共産側が進撃するという危険な状態を示しているが、このような展開は憂慮される必要がある。もし反乱派が、現在の軍備上及び規律上の優越性にもかかわらず、かくも緩慢な前進しか続けられないとすれば、ソ連の大規模な武器援助また人的援助が彼らの前進をさらに妨げ、あるいは全く停止させるといふ事態も予想される。」このような情勢判断から、フェルカースは次のような意見を提出する。「供給された物資の使用を、いままでのように全面的に受入れ側〔フランコ派〕に委ねたままではよいのだろうか、また、戦略上の計画立案やその戦術的遂行において彼らに助力してはならないのだろうか、こうした問題は念入りに検討される必要がある。かくも高価な援助を与える者は誰であれ、その使い方をコントロールすることができるのである。」⁽⁷⁷⁾かかるフェ

ルカースの報告は外務省において大きな関心をもって読まれ、外務省のスペイン情勢に関する認識をしばらくの間規定することとなる。⁽⁷⁸⁾

一〇月下旬、イタリア外相チアーノが独伊関係調整のためドイツを訪れ、二一日、ノイラートと会談したが、その席で両者はスペイン問題に関し、「〔反乱派は〕活動が鈍っており危機的な局面を經過しつつある」との判断で一致した。⁽⁷⁹⁾そこで、チアーノは、マドリード政府を崩壊に導くために反乱派への援助を大幅に拡大するというムソリーニの意図をノイラートに伝えた。チアーノによれば、ムソリーニは空軍による援助の拡大に加え、さらに潜水艦二隻を提供する用意があるという。この問題は、三日後に開かれるヒトラーとチアーノの会談で再び取り扱われることになった。⁽⁸⁰⁾

一〇月二四日、ベルヒテスガーデンで開かれたその会談の席で、ヒトラーは反乱派への援助の強化に意欲を示した。まずチアーノが、飛行機五〇機を追加し、新たに二隻の潜水艦を送るといふムソリーニの意志をヒトラーに伝えた。「〔これに対し〕総統は全面的に賛同し、モスクワへの道を閉ざすためにはいかなる努力も惜しまないと語った。そしてその旨を軍当局へ伝える事を約束

した。もし必要であれば彼は一定の部隊を派遣することをも厭わないという。⁽⁸¹⁾

このようなヒトラーの意欲は、約一週間後、国防省ブロンベルクによる、軍事謀報部長カナリス並びに空軍少将シュペルレ(H. Sperrle)宛て指令となつて具体化された。それは、フランコの緩慢な軍事指導の改善並びにドイツ人部隊の指揮権の独立を条件に、主として空軍による大量援助を与えるというものであつた。カナリスとシュペルレは次の点をフランコに「特に強調して示すよう」訓令を受けた。「共産側スペインにソ連の援助が増大する可能性があるが、これに鑑みるなら、地上戦ならびに空戦において今まで反乱派によつて採用されてきた戦術は勝利を約束するものではない、とドイツ政府は考へる。この優柔不断な作戦方法……に固執するならば、現在までの戦果をも危機にさらすことになる。マドリードをただちに占領することが政治的にみて決定的に重要である。なぜなら、その時ドイツとイタリヤは軍事政権を承認するからであり、また、その時はじめて広範な援助の基礎が固められるからである。」⁽⁸²⁾このようにフランコの軍事指導への強い不満が示された。そして、次の四つの条件がフランコにより「留保なく」承認された場合のみ、空軍の援助が追加されることとなつた。

a)、ドイツ人部隊の指揮権はドイツ人の司令官が保持する。ドイツ人司令官はフランコ個人に対してのみ責任を負う。 b)、現在スペインに駐留しているドイツ人部隊を統合しドイツ空軍の兵団の下に置く。 c)、現地に設立されるドイツ空軍の基地を適切な地上部隊によつて防衛する。 d)、体系的で行動的な戦争指導を行なう。⁽⁸³⁾

ブロンベルクは、かかる指令を外相ノイラートに提示して協議し、その賛同を取りつけた。カナリスとシュペルレは指令を携へ、フランコの下へ飛んだ。一月四日、フランコは右に示された条件すべてを承認した。⁽⁸⁴⁾こうして、のちに「コンドル兵団」として世に知られる空軍中心のドイツ人部隊がスペインの地に送られることとなつた。

この部隊の指揮は空軍少将シュペルレが担当した。爆撃機部隊、戦闘機部隊がそれぞれ三中隊、偵察機部隊四中隊、高射砲部隊、航空管制班、整備班などがこのコンドル兵団を構成した。ほぼ四五〇〇人の兵員がこの部隊のために招集された。また「北海グループ」(Gruppe Nordsee)というコード・ネームをもつ一〇人の海軍将校・七〇人の海軍スペンチャリストが、コンドル兵団の下で、フランコの海軍の教育と訓練を担当することとなつた。⁽⁸⁵⁾コンドル兵団を載せた輸送船の第一陣「フルダ」号は一月七日に

スペインへ向けて出発し、一〇日後の一六日にセビリアに到着することになる。⁽⁸⁶⁾

さて、コンドル兵団派遣をめぐるドイツ政府内部での決定過程に関しては現在まで史料が見つかっていない。決定が一〇月下旬のチャーノ訪独の前になされたか後になされたか、という問題についてさえ明確な解答はできない。従って、どのような政策参画者が関与し、また誰が決定にあたって重要な役割を演じたかという問題も、具体的に分析することはできない。しかし、少なくとも、「コンドル兵団はすべてゲーリングの発案であった」というヴァーリモントの見解⁽⁸⁷⁾は、誇張を差引けば、受け入れることが可能と思われる。なぜなら、すでに見たように、スペイン内戦への介入の当初からこの政策に最も関心をもち力を入れてきたのは他ならぬゲーリングであったし、何よりも、このような大規模な空軍兵力の投入は、空軍当局のイニシアチブないし積極的な賛同がなければ実現し難いものであろうからである。カナリスとシュペルレへの指令を最終的に起草した国防相ボンベルク及び彼と協議した外相ノイラートの態度の中にも、援助強化に反対した形跡は認められない。ノイラート及び外務省がコンドル兵団の派遣に賛成した背景には、先の指令からも読み取れるように、△コンド

ル兵団の派遣→マドリードの占領→フランコ政権の承認▽という独自の外交プログラムが存在したものとと思われる。

しかし、こうしてコンセンサスが形成されつつある一方で、国防省スペイン現地責任者ヴァーリモントは完全に決定過程から排除されることとなった。彼は、カナリスが指令を携えてスペインに到着し、援助強化というベルリンの方針を伝えた時、その内容に驚かざるを得なかったのである。⁽⁸⁸⁾ すでに見たように、ヴァーリモントは一〇月一六日の段階で「援助強化反対」の立場を表明していたのであった(本章第二節三〇九頁参照)。ヴァーリモントが排除された背景として彼のかかる立場を指摘することは、あながち不当ではないだろう。

ところで、決定過程の問題はさておき、コンドル兵団派遣の結果は、明らかにゲーリングに有利に作用した。第一に、言うまでもなく、空軍が派遣部隊の大部分を占めることにより、スペイン政策におけるゲーリングの発言権が増大することになった。第二に、指揮権がコンドル兵団に一本化し、かつそれを空軍が握ることとなった。現地に駐留し行動していた地上軍(戦車部隊)は全て空軍の指揮権の下に再編された。今まで現地において国防軍を代表していたヴァーリモントは、かくして、単にコンドル兵団の一スタ

ップとしてスペインに留まるか、あるいは帰国するかの二者択一を迫られることとなった。そして彼は後者を選択するのである。⁽⁸⁰⁾ 第三に、十一月八日に行なわれたドイツによるフランコ政権承認ののち、三人の駐在武官のうち二人までがコンドル兵団の下に置かれることとなった。⁽⁸¹⁾ 彼らは、外務省の回路ではなく、空軍の回路を用いて本国と連絡をとることとなる。こうして、この分野においてもゲーリングの大幅な発言権が確保されたのである。

ドイツのフランコへの援助は、七、八月の空軍による輸送援助及び軍事物資援助、九、一〇月の地上軍(戦車部隊)の投入を経て、十一月、遂に大規模な空軍による援助にまで発展した。かかる展開の過程には、ドイツ国内の、あるいは現地スペインに派遣されたドイツ各機関の、様々な政策参画者の立場、利害、思惑が働いていた。ドイツのスペイン政策は一二月にいかなる展開を示すであろうか。しかしこの問題に立ち入る前に、われわれは、次の章で、狭義の外交政策の担い手すなわち外務省の行動を考察しておかなければならない。

(1) 「現場の行動様式」の問題に関しては、ハルヒン、『アメリカ外交と官僚』、二六三—二七八頁、参照。

(2) Beunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 23, S. 26—29.

(3) Beunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 26.

(4) Beunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 9-10; „Das Unternehmen Feuerzauber“, I, S. 20.

(5) 七月二十九日、フランコ援助へ向かうイタリヤ機がフランス領モロッコで不時着事故を起こしたため、すでにイタリヤの介入事実が周知のこととなっていた。この事故に関して、Coverdale, *Italian Intervention in the Spanish Civil War*, S. 3-5, 参照。

(6) „Das Unternehmen Feuerzauber“, II, S. 2; Robert H. Whealey, „Foreign Intervention in the Spanish Civil War“, in: Raymond Carr, hrsg., *The Republic and the Civil War in Spain*, London 1971, S. 212.

(7) ADAP, Nr. 138, S. 129.

(8) ADAP, Nr. 158, S. 148-149.

(9) ADAP, Nr. 39, S. 34.

(10) Seydel (Gewährsmann des Admiral Canaris in Frankreich) über die deutsche Botschaft in Paris und AA an Admiral Canaris 25. 8. 1936, AA/36/47/31655-56.

(11) Raeder, *Mein Leben*, Bd. 2, S. 84.

(12) ADAP, Nr. 27, S. 24-26.

45, in: National Archives USA, Record Group No. 59, M 679, Roll 3.

(44) 以上やや図式的に記したが、しかし、実は、事態はそう単純ではない。なぜなら、この当時、国防軍内部では、原料・外国為替危機と軍備拡張上の諸問題をめぐって、軍拡のテンポの暫定的な抑制を主張する国防経済局長トーマス (G. Thomas) と、それを拒否するブロンヘルク及び三軍各司令長官との間で、路線上の差異——それはシャハトとゲーリングの経済路線上の対立の反映であったが——が表面化していたからである。従って、もしトーマスがヴァーリモントの抜擢その他の機会にスペイン政策に介入したならば(また、実際彼は介入しうる地位にあった)、彼トーマスは「政府内政治」の重要な規定要因となり得たことになる。現在筆者は当時のトーマスのスペインをめぐる見解及び行動を十分明らかにすることができないが、しかし現在筆者の手にしてゐる史料は彼のスペイン問題へのコミットメントが小さかつたことを示唆している。すなわち、八月一日付のトーマスの「経済情勢報告」はスペイン問題に関し以下のように記している。「スペインの事件は未だ結着を見ていない。軍事経済的に見れば左派の勝利はフランスロシア体制へのスペインの加入、従ってフランスの国防経済力の強化を意味する。これに対し軍部の勝利は、フランス本土とフランス領モロッコに軍事経済上望ましい楔を打ち込むことにならう。」また、同じく九月一

日の「経済情勢報告」は、次のように記している。「外交政策的にはスペインの事件が関心の中心にある。スペイン経済が内戦により被る損害ははかり知れない。……軍事経済的に見れば、経済的に価値ある地域は依然として政府の手中にある。一方、政府支持派の無政府主義的な態度が財産に危害を与えているが、このことは、スペイン国民のうちで経済力ある層がフランコ將軍を支持する理由となっている。……………」

〔不干渉政策の〕確約が、政府の勝利を期待する諸国家によつてどの程度遵守されるか、それはまだ解らない。」すなわち、トーマスはスペイン内戦をいわば「客観的」に観察しているのみであり、この内戦を原料・外国為替危機あるいは軍備拡張上の諸問題に結びつけて論じようという姿勢は見られない。(„Stand der wirtschaftlichen Lage 1. 8. 1936“, gesehnet von Thomas, AA/3211/7511H/E-540927-83; „Stand der wirtschaftlichen Lage 1. 9. 1936“, gesehnet von Thomas, AA/3211/7511H/E-540922-25) 当時の国防軍主流トーマスとの間の路線的な差異に関しては、参照 Schweitzer, „Foreign Exchange Crisis of 1936“, Petzina, *Ausartikelpolitik im Dritten Reich*, bes. S. 30-53.

(45) „Das Unternehmen Feuerzauber“, II, S. 12—17.

(46) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.

(47) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 56-57.

- (87) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.
- (87) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 62.
- (87) リヒト・ノーン著 岡本謙雄訳『ユルノーの国防軍』原書房 一九七六年、九〇頁。スライの派遣とドイツ地上軍指揮官ユーレの供状について。
- (15) „Das Unternehmen Feuerzauber“, II, S. 26.
- (25) „Das Unternehmen Feuerzauber“, I, S. 26; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 67.
- (25) ADAP, Serie C, Bd. 5-2, Nr. 485, S. 783-784.
- (25) Vgl., Harper, *German Economic Policy in Spain*, S. 17-18.
- (15) Nürnberg Dokument 3890-PS, in : National Archives USA, Record Group No. 238.
- (15) Nürnberg Dokument 3890-PS.
- (15) 軍事物資輸送組合は、武器輸送の増進とドイツ各武器メーカー間の価格競争抑制のため、一九三五年秋、国防省国防経済局とスライの肝煎りを経て結成された団体である。Vgl., Schweizer, „Foreign Exchange Crisis of 1936“, S. 266.
- (85) ADAP, Nr. 80, S. 72-76.
- (85) ADAP, S. 73, Anm. 2.
- (89) ADAP, S. 73, Anm. 1.
- (15) ADAP, Nr. 83, S. 78.
- (25) ADAP, Nr. 93, S. 88. スライの駐在ドイツ大使館に〇月〇日、スライの他三部を外務省に返送した。Du Moulin (Lissabon) an AA 23. 10. 1936, AA/1641/3371/F-010628.
- (25) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 124.
- (25) „Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan“, in : *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 3 (1955), S. 184-210, auch in: ADAP, Serie C, Bd. 5-2, Nr. 490, S. 793-801.
- (25) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 124.
- (25) „Das Unternehmen Feuerzauber“, II, S. 36.
- (25) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“, S. 348.
- (89) ADAP, Nr. 101, S. 96-97.
- (89) ADAP, Nr. 99, S. 94-95.
- (25) Vgl., Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 159.
- (15) Aktien-Vermerk (ohne Unterschrift) 9. 10. 1936, AA/341/629/251985-86.
- (25) ADAP, Nr. 98, S. 94.
- (25) ADAP, Nr. 101, S. 96-97. 外務省政務局は、すでに述べた九月のメッセージメント報告その他から HISMA の活動の肥大化に一定程度気がついてきた筈である。しかし、政務局がこの問題の重要性を認識した形跡はない。経済政策

- 度と其の進歩を促すやうな幾手である。
- (74) *ADAP*, Nr. 101, S. 96-97.
- (75) 朝野新聞記者の会が HISMA—ROWAK の報告をめぐり、ロンドンに「遠東に進展」を叫ぶ田代忠雄の手紙の要約を掲載した。この「」の記号があるのは後の誤謬を避けるためである。本誌の譯題ではない。参照 Harper, *German Economic Policy in Spain*; Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“.
- (76) „Das Unternehmen Feuerzauber“, I, S. 38, S. 40.
- (77) *ADAP*, Nr. 100, S. 95-96.
- (78) AA (ohne Unterschrift) an deutsche Botschaft Alicante 26. 10. 1936, AA/2194/4418/E-083930-31.
- (79) *Ciano's Diplomatic Papers*, hrsg. von Malcolm Muggeridge, London 1948, S. 53.
- (80) *Ciano's Diplomatic Papers*, S. 53.
- (81) *Ciano's Diplomatic Papers*, S. 57-58.
- (82) *ADAP*, Nr. 113, S. 105-107.
- (83) *ADAP*, Nr. 113, S. 105-107.
- (84) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 63; The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.
- (85) Beunelburg, *Kampf um Spanien*, S. 56-57. Vgl., Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 33; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 63-64.
- (86) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 62.
- (87) Report of the Sub-Committee on the Spanish Question, United Nations, Security Council Official Records, First Year, Second Series, New York, 1946, S. 7.
- (88) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.
- (89) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.
- (90) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan“, S. 339.

(未訳)

Deutsche Außenpolitik und der Spanische Bürgerkrieg 1936 (1)

Nobuo TAJIMA*

Die nationalsozialistische Außenpolitik wird heute von verschiedenen Richtungen her interpretiert. Eine der Richtungen setzt Hitler in das Zentrum der Interpretation und stellt sein außenpolitisches Programm, wie er es in „Mein Kampf“, im „Das Zweite Buch“ usw. artikuliert hat, als die entscheidende Antriebskraft der nationalsozialistische Außenpolitik dar. Eine solche auf Hitler zentrierte, personengebundene Deutung wird von den „Programmologen“ A. HILLGRUBER, K. HILDEBRAND usw. vertreten.

Dem steht der Erklärungsversuch gegenüber, der in den Entscheidungsprozeß über die deutsche Außenpolitik die neben Hitler wesentlichen politischen Kräfte (z. B. Göring, v. Ribbentrop, Goebbels, das Auswärtige Amt, usw.) mit einbezieht und die nationalsozialistische Außenpolitik als das Ergebnis der innenpolitischen Dynamik betrachtet. Diese strukturgeschichtlich orientierte Position wird von den „Revisionisten“ wie z. B. W. SCHIEDER, W. MICHALKA vertreten, aber ist zur Zeit noch im Anfangsstadium.

Der Verfasser des vorliegenden Aufsatzes versucht, sich auf die zweite Richtung beziehend, die deutsche Außenpolitik gegenüber dem spanischen Bürgerkrieg zu analysieren. Dabei verwendet er GRAHAM T. ALLISONS „governmental politics model“ als „frame of reference“. Besondere Aufmerksamkeit wird darauf gelegt, festzustellen, wie die Stellungnahmen der außenpolitischen „players“ sind und nach welchem Kräfteverhältnis zwischen ihnen die deutsche Spanienpolitik bestimmt und durchgeführt wurde.

Der Aufsatz ist folgendermaßen gegliedert :

* Doktorand an der juristischen Fakultät der Universität Hokkaido.

I. Einleitung

II. Kapitel : Entscheidungsprozeß zugunsten der Rebellen in Spanien

1. Stellungnahmen der außenpolitischen „players“ in Deutschland
2. Entscheidung und Vorbereitung zur Hilfsleistung

III. Kapitel : Entwicklung der militärischen Hilfsleistung

1. Anfangsstadium der Hilfsleistung
2. „Zielsetzungsvakuum“ (1)
3. „Zielsetzungsvakuum“ (2)
4. Entsendung der „Legion Condor“ (in diesem Heft)

IV. Kapitel : Diplomatie um den spanischen Bürgerkrieg

V. Kapitel : Feststellung der außenpolitischen Strategie

VI. Schluß

*

*

*

Im II. Kapitel wird der politische Kontext überblickt, in dem die deutsche Hilfsleistung für die Rebellen in Spanien entschieden und vorbereitet wurde. Hitlers Bereitschaft für die Hilfsleistung war nicht groß, weil er sich für Spanien als Kleinmacht programmatisch wenig interessiert hatte. Göring reagierte auf das Ereignis in Spanien zum einen als Luftfahrtminister, weil Franco zunächst nur Flugzeuge gefordert hatte und von der deutschen Regierung auch bekam, zum anderen als „Rohstoff- und Devisenkommissar“, weil er sich für die Rohstoffe in Spanien interessierte, allerdings im Widerspruch zu dem Wirtschaftsminister H. Schacht. General Blomberg und die Wehrmacht (besonders das Heer) waren zur Zeit unentschieden, weil ihr primäres Interesse zunächst der eigenen Aufrüstung galt, und zweitens das „Unternehmen Feuerzauber“ (Deckname der Hilfsleistung für die Rebellen in Spanien) zur Zeit nur in den Zuständigkeitsbereich der Luftwaffe fiel. Unter den anderen „players“ zeigt sich, daß sich die Auslandsorganisation der NSDAP und deren Patron, Führerstellvertreter Rudolf Heß, stark für die Hilfsleistung einsetzten und andererseits das Auswärtige Amt wenigstens zur Anfangszeit wenig bereit war, Franco zu unterstützen. Daraus ergibt sich, daß das Auswärtige Amt aus dem Vorbereitungsprozesse politisch ausgeschaltet

wurde.

Im III. Kapitel analysiert der Verfasser den Eskalationsprozeß der deutschen Intervention in Spanien. Anfänglich gab es keine einheitliche Interventionsstrategie. Hitler z. B. konnte die Intervention in Spanien nicht als „Revision des Versailler Diktats“, geschweige denn als „nationale Selbstbestimmung“ rechtfertigen, sondern nur mit der Parole des „Anti-Kommunismus“. Daß daher viele „players“ nach eigenen Konzeptionen und/oder Interessen tätig sein konnten, war die Ursache und Vorbedingung der Eskalation der deutschen Intervention in Spanien.

Die deutsche Intervention entwickelte sich wie folgt :

Erste Phase (Juli-August 1936) :

Hilfsleistung durch Transportmittel (Transport der Rebellen von Marokko auf das spanische Festland), Lieferung von Militärmaterial und teilweise Kampfbeteiligung der deutschen Luftwaffe.

Zweite Phase (September-Oktober 1936) :

Zusätzlicher Einsatz deutscher Panzereinheiten.

Dritte Phase (November-Dezember 1936) :

Entsendung einer Division der Luftwaffe (etwa 5000 Soldaten) „Legion Condor“.

Göring und das Luftfahrtministerium, die Auslandsorganisation der NSDAP, „players“ an Ort und Stelle (Die deutsche Botschaft in Spanien, die Expeditionskorps und deren Kommandant Major Scheele, der Sonderbeauftragte der Wehrmacht in Spanien, General Warlimont, usw.) sieht der Verfasser als unmittelbare Antriebskräfte des Eskalationsprozesses der deutschen Intervention in Spanien an.

Auf Initiative Görings als „Rohstoff- und Devisenkommissar“ wurden ohne nähere Kenntnis des Wirtschaftsministerium und der handelspolitischen Abteilung des Auswärtigen Amtes zwei Schwesterfirmen, HISMA (Compañía Hispano-Marroqui de Transportes) und ROWAK (Rohstoff und Waren Einkaufsgesellschaft) gegründet, deren Aufgabe darin lag, Außenhandel zwischen Deutschland und Spanien unter den Rebellen zu monopolisieren.

(Fortsetzung folgt)